令和5年度 ----世田谷の教育相談誌----

子どもの理解と 援助をめぐって

世田谷区教育委員会

※ 本誌には相談事例が掲載されています。相談者のプライバシーを守る ため、内容に一部変更を加えておりますが、本誌の取り扱いについて は、格別のご配慮をお願いいたします。

はじめに

世田谷区では、教育における専門性の高い研究や教職員の研修、不登校やいじめをはじめとした相談などに対応する総合的な教育相談、専門性の高いチームによる学校支援などを集約・一元化し、新たに乳幼児期からの教育を支援する機能を加え、世田谷の教育を推進する新たな拠点として「世田谷区教育総合センター」を令和3年12月に開設しました。

現在、不登校対策の推進に向け、令和4年3月に策定した「第2次世田谷区不登校支援アクションプラン」に基づき、不登校児童・生徒の社会的自立につながる支援を行うため、教育総合センターをはじめとする学校内外の支援・相談体制の強化を図り、不登校児童・生徒への支援の充実を図っております。

また、不登校児童・生徒数と同様に、年々相談件数が増加する教育相談は、児童・生徒や保護者の抱える課題が多様化・複雑化しております。そのような中で児童・生徒、保護者の状況に応じて適切な支援につなげられるよう、教員を対象とした教育相談主任研修や、保健福祉領域をはじめとする相談・支援機関との連携を強化してスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等を対象とした福祉に関する相談窓口や支援内容に関する研修等を開催することにより、対応力向上に向けて取り組んでおります。

今後も、保健福祉、医療などの他の領域とも連携を図りながら、幼児・児童・生徒とその保護者の教育に関する不安や悩みへのきめ細やかな対応を行うなど、教育相談機能のさらなる強化・充実に向け、より一層の取組みを進めてまいります。

このたび、区の教育相談事業の概要やその実績を掲載した、「令和5年度-世田谷の教育相談誌-子どもの理解と援助をめぐって」を作成いたしました。教育相談に携わる関係者の皆さまのご参考になれば幸いです。

結びに、教育相談事業を進めるにあたり、保育園、幼稚園、小・中学校及び関係機関の皆さまのご協力に深く感謝申し上げるとともに、今後もご理解・ご支援を賜りますようお願い申し上げます。

令和5年8月

世田谷区教育委員会事務局 教育相談課長 加藤 康広

目 次

はじめに ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
I 事業概要	
1. 教育相談事業	5
2. スクールカウンセラー配置事業・活用事業(区・都) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	9
3. 教育支援センター ほっとスクール「城山」・「尾山台」・「希望丘」の運営 ・・・・	10
4. メンタルフレンド派遣事業	14
5.「不登校 保護者のつどい」 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	15
Ⅱ 事業実施状況(令和4年度実績)	
1. 教育相談事業実施状況 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	17
(1)総合教育相談ダイヤル	
(2) 来室相談	
(3) 不登校支援窓口	
(4) 関係諸機関との連携・協力	
(5) スクールソーシャルワーカー活動	
2. スクールカウンセラー事業実施状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	34
(1)小学校スクールカウンセラー	
(2) 中学校スクールカウンセラー	
3. 教育支援センター ほっとスクール事業実施状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	36
4. メンタルフレンド派遣事業実施状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	36
5.「不登校 保護者のつどい」実施状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	37
Ⅲ 教育相談事業の実際 -保護者支援について-	
急速に変化する社会と保護者支援 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	39
教育相談における保護者面接の実際 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	40
IV 教員に対する研修(令和4年度)	
1. 教育相談・支援課 主催研修	
(1) 学校教育相談研修(初級)	45
(2) 学校教育相談研修(中級)	46

V 教育相談係の職員研修(令和4年度)	
1. 教育相談職員研修	47
2. スクールカウンセラー研修 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	49
3. ほっとスクール職員研修 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	50
VI 事業の沿革 ······	51
VII 教育委員会事務局組織図 教育相談事業関係者名簿 施設概要	
1. 教育委員会事務局組織(概略)図 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	55
2. 教育相談事業 関係者名簿	56
3. 施設概要 不登校支援窓口・教育相談・ほっとスクール ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	58
おわりに ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	59



I 事 業 概 要

教育相談課では、幼児・児童・生徒の健全育成の観点から、教育上の諸課題について関係機関と連携を図りながら教育相談事業を行っている。以下は各事業の内容である。

1. 教育相談事業

教育相談は、教育総合センター来室相談、玉川・砧・烏山の3分室と不登校支援窓口から成り、主任教育相談員、心理教育相談員、スクールソーシャルワーカー(以上3職種を以下、教育相談員とする)が学校や社会などへの適応困難を示す幼児・児童・生徒に心理的な援助や保護者および学校からの教育や福祉に関する相談に応じている。業務内容は次のとおりである。

(1)総合教育相談ダイヤル(匿名による電話による相談)

総合教育相談ダイヤルは、いじめや不登校、特別支援教育、家庭における子育て全般などに関する様々な相談に対応している。保護者だけでなく、子ども本人、関係者など相談を求めてきた人の話をよく聴き、一緒に考えたり、整理したりして、相談者なりに課題に対処できるよう支援する。また、課題が深刻化する前に学校や関係機関と連携して子ども支援を進めるために設けている。

平成19年5月より、いじめ問題などに対応するため、相談時間を延長し9時から19時まで対応している。

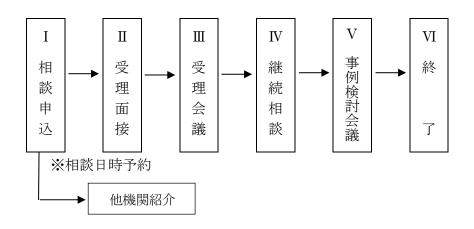
(2)来室による相談(以下「来室相談」とする)

① 相談内容

子どもの生活や教育にかかわる課題で、主に次のような相談に応じている。

- ・幼稚園や学校での生活に関する相談(幼稚園や学校に行きたがらない、集団になじめない、いじめられる・いじめる、友だちと遊べない、学力が心配など)
- ・家庭生活に関する相談(落ち着きがない、困ったくせがある、しつけがむずかしい、性 の悩みがあるなど)
- ・発達や就学、進路の相談(ことばや理解の発達が遅い、発達障害、就学や進路のことが 心配、帰国児童・生徒の転入についての心配など)

② 「来室相談」の流れ



- I 「来室相談」は、保護者からの電話などで申し込みを受ける。
- Ⅲ 受理面接は、保護者から相談内容をよく聞き、状況の把握に努める一方、相談の進め方を説明する。子どもからは話を聞いたり、遊びを通して行動観察をしながら、本人が抱えている課題について把握する。内容によっては、情報提供、助言などで終わる。関係機関(医療機関、児童相談所、保健福祉機関など)を紹介する場合もある。いずれも、保護者とよく話し合ったうえで進める。
- Ⅲ 受理会議では、受理面接担当者の報告をもとに話し合い、課題解決の見通しを立て、支援目的に応じて継続相談などの担当者を決める。
- IV 継続相談は、日時を決めて、保護者面接と子どもへの心理支援(プレイセラピーやカウンセリング)を継続して行う(1回50分)。また、必要に応じて諸検査を実施し、助言、心理教育的な支援などを行う。
- V 事例検討会議は、相談内容の理解を深め、支援経過の見直し、方針の修正などを行う。 また必要に応じて、外部講師や教育相談専門指導員も交えて検討する。
- VI 終了は、主訴の解消、または状況の好転などを保護者や子どもと確認して終了とする。

(3) 不登校支援窓口

不登校の主訴を中心に相談を受けているが、不登校の未然防止を考慮して多様な相談に応じている。心理職と福祉職が協働して家庭支援を含めた環境調整も重視した取り組みである。不登校で悩んでいる児童・生徒や保護者及び教員を対象に、助言やコンサルテーション、関係機関の紹介、必要に応じて保護者や児童・生徒面接などを行い、不登校の改善を目指す。また、学校などからの要請に応じて不登校の未然防止のための相談、いじめや児童虐待、非行、保護者との関係づくりなど教育相談全般にかかわる課題について共に検討し子どもへの支援を行う。

① 不登校支援窓口のアウトリーチ支援(学校・幼稚園・そのほか)の具体的な内容

- ・子どもの行動観察などに基づき、教員や関係職員への助言やコンサルテーション
- ・子ども理解のための事例検討会での助言・提案
- ・個別指導計画・個別の教育支援計画の作成などに関する助言・提案
- ・支援を組織的に進めるために必要な体制の構築などへの助言や提案
- ・研修会の講師など
- ・保護者、児童・生徒と面談をして状況の理解に努め支援の目標や手立てを共有するなど
- ・児童・生徒、家庭を福祉的支援へ繋ぎ地域における環境調整を図る

② アウトリーチ支援の流れ

- I 不登校支援窓口では、学校や保護者などから電話による申し込みを受けて不登校の 経緯や現状を聞き取る。さらに、学校などに出向いて詳細な状況把握のための聞き 取りを行う。
- Ⅱ 状況の聞き取り、インテーク面接の後に受理会議で状況を見立てて適切な支援を検討する。また、適切な支援につなげるための具体的な手立てを検討する。
- Ⅲ 受理会議で、"支援の目的""支援の内容""担当者"などを決定する。
- IV 家庭、学校・幼稚園、関係機関などとの連携、協働を含めてアウトリーチ支援を行う。

- V 支援者間で適切な支援目標を共有し、体制を整えて支援の充実を図る。
- VI 必要に応じて電話・学校訪問などによるフォローアップを行う。

③ 不登校支援窓口の電話による支援

- I 不登校支援窓口は、保護者などからの電話による相談を受ける。
- II 不登校となった経緯や現状などを聴き、不登校の状況に応じた助言、適切な関係機関の内容説明と紹介(各教育相談分室及び不登校支援窓口での継続相談、ほっとスクール、不登校特例校、メンタルフレンド派遣事業、医療機関など)などを行う。
- Ⅲ 保護者の希望や必要に応じて、学校や福祉、医療などの関係機関と連携する。

④ 来室による個別相談面接など

保護者、児童・生徒の希望や必要に応じて来室による個別の相談面接を行う。特に、不登校の児童・生徒の家庭での過ごし方や保護者のかかわり方、支援の選択などについて心理面接や助言、提案などを行う。

⑤ メンタルフレンド派遣にかかわる相談(メンタルフレンド事業:別項参照)

家に引きこもりがちな児童・生徒を対象としたメンタルフレンド派遣にかかわる相談を保護者から受ける。また、メンタルフレンドを希望する若者への面接と研修を行う。活動の開始後は、メンタルフレンドから定期的に活動の経過報告を受け、活動における疑問や不安などを聞き支援する。また、保護者とも定期的に連絡や面接を行う。

⑥ 不登校特例校(世田谷中学校ねいろ分教室)の入室などにかかわる支援

ねいろ分教室への入室を希望する児童・生徒の面接、分教室見学などを含めて児童・ 生徒、保護者と話し合いながら支援を行う。児童・生徒自身が主体的に通室について検 討し、適切な選択ができるように支援する。

⑦ オンライン支援事業の相談や個別支援など

オンライン支援を希望する児童・生徒の保護者支援と支援の継続利用を目指す子ども への働きかけなどを行う。

(4) 就学相談 · 就園相談

① 就学相談(支援教育課所管)

就学相談は、障害や発達上の特性がある子どもの入学、進学、通級、通室(特別支援教室) 及び転学についての相談に応じている。教育相談課心理教育相談員は、子どもの発達検査や 行動観察を行ったうえで資料を作成し、支援教育課主催の就学支援委員会において報告する。

② 就園相談(乳幼児教育·保育支援課所管)

就園相談は、区立幼稚園への就園に際し、集団生活において配慮を要する子どもについての相談に応じている。教育相談課心理教育相談員は、子どもの行動を観察し、保護者から成長の様子や日常生活についての情報を把握したうえで資料を作成し、幼稚園就園相談委員会において報告する。

(5)学校教育相談研修(初級・中級)の実施

不登校支援窓口を主体として区立幼稚園教諭、小・中学校教諭を対象とした学校教育相談 研修(初級・中級)を主催し運営する。

(6) 幼稚園・学校・スクールカウンセラー・ほっとスクールとの連携

教育相談では、相談を利用している保護者や子どもの意向を尊重しつつ、幼稚園の教諭、 学校の教員、スクールカウンセラー、ほっとスクール職員などと連携して、より良い支援を 目指す。

(7) 関係機関との連携

幼児・児童・生徒について、各総合支所子ども家庭支援課子ども家庭支援センター、児童相談所、せたがやホッと子どもサポート(略称:せたホッと)、発達障害相談・療育センター(通称:げんき)、東京都教育相談センター、医療機関などとも、必要に応じて連携・協力を行う。また外部機関からの連携要請や協力依頼にも対応する。

(8)教育指導課主催研修への協力

各学校の教員を対象とした研修に、依頼に応じて教育相談の専門的立場から協力する。

2. スクールカウンセラー配置事業・活用事業(区・都)

(1)配置目的

いじめや不登校、発達の課題など、児童・生徒や保護者が抱えている課題の解決に向け、 心理の専門性を生かして児童・生徒や保護者、教員を支援する。また、学校内における教育 相談機能の充実を図る。

(2)配置·活用状況

平成 15 年度までに全ての区立小・中学校にスクールカウンセラーを配置した。小学校には「世田谷区スクールカウンセラー配置事業」による区任用スクールカウンセラーを週 2 日ずつ配置し、中学校には「スクールカウンセラー活用事業」による都任用スクールカウンセラーが週 1 日程度派遣されて校内で教育相談活動を行っていた。

平成 25 年度からは、小学校全校に新たに都任用スクールカウンセラーが配置され、これに伴い区任用スクールカウンセラーを中学校全校に配置した。また令和 2 年度からは、都任用スクールカウンセラーが追加配置され、一部の大規模校では週 2 日程度派遣されるようになった。その結果、現在では区任用スクールカウンセラーと都任用スクールカウンセラーを合わせると、小学校は月 $10\sim14$ 日、中学校は月 $8\sim12$ 日の配置となっている。(大規模小学校は月 $12\sim16$ 日配置)

(3)活動内容

① 児童・生徒及び保護者に対する教育相談活動

- ・授業観察や休み時間の行動観察などによる児童・生徒理解
- ・相談室における児童・生徒との心理面談や心理教育など
- ・相談室における保護者面談や電話相談の実施

② 学校教育相談にかかわる活動

- ・児童・生徒理解や心理的課題などについて、教員への助言やコンサルテーション
- 校内委員会など、教育相談にかかわる委員会への出席
- ・特別支援教室(すまいるルーム)、特別支援学級(通級指導学級・固定学級)との連携
- ・校内研修会における講義や助言
- ・ PTA活動(家庭教育学級など)への協力

③ 教育相談課「来室相談」、不登校支援窓口、ほっとスクールなどとの連携

- ・「来室相談」、不登校支援窓口、ほっとスクールなどを利用する児童・生徒にかかわる連携
- ・「来室相談」、不登校支援窓口との意見交換会などへの出席
- ・学校教育相談研修への協力

④ 関係専門機関との連携・協力

・学校が、子ども家庭支援センター、児童相談所、発達障害相談・療育センター、医療機関など、子どもにかかわる専門機関と連携する際に必要に応じての協力

3. 教育支援センター ほっとスクール「城山」・「尾山台」・「希望丘」の運営

(1) 設置目的

学校における集団生活にかかわる心理的な負担や、その他の事由により不登校状態にある 区内在住の児童・生徒を対象に、学校生活への復帰や、社会的自立に向けた支援を行う。

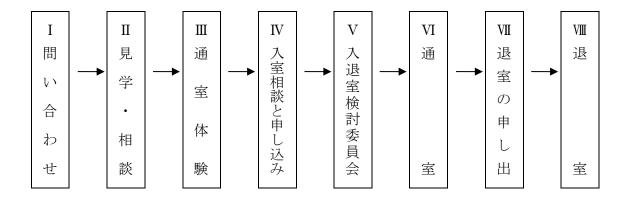
(2) 支援方針

- ① 教育相談的な対応を通して、悩みの軽減、生活リズムの醸成及び生活意欲の向上を図る。
- ② 個別指導及び集団での活動を通して、社会性及び協調性を育み自立心を養う。
- ③ 学習活動への支援を通して、学ぶ喜びや意欲を育てる。
- ④ 一人ひとりの興味・関心や心身の状態を考慮し、必要に応じた学習や新しい体験ができるよう支援する。
- ⑤ 通室は原則、年度末(3月末)までとする。
- ⑥ 定員は、「城山」が35名程度、「尾山台」が10名程度、「希望丘」が50名程度となっている。

(3)入室の対象者

- ① 心理的な負担やその他の事由により不登校の状態にある世田谷区在住の児童・生徒
- ② 上記のほか、所管課長が認めた児童・生徒

(4)入室から退室までの手続きの流れ



- I 電話による保護者からの問い合わせに答えつつ相談に応じる。
- Ⅱ ほっとスクール職員(以下、職員とする)は児童・生徒と保護者の見学を案内し、児童・生徒の状況を確認するための面談を行う。児童・生徒と保護者の疑問に答えつつ通室体験に向けた話し合いをする。
- Ⅲ 児童・生徒に利用時間を決めて体験をしてもらい、児童・生徒自身に利用の見通しや目標を考えてもらう。
- IV 通室体験を通して、その内容や1日の流れなどを知ったうえで、児童・生徒と保護者は 職員や在籍校と相談して入室の申し込みをする。
- V 保護者から入室の申し込みを受けて、児童・生徒の今後の支援のあり方を検討するため

に「入退室検討委員会」を開催する。入室が適切と判断されたときには所定の手続きを 行う。

- VI 保護者や在籍校と連携しながら児童・生徒の通室を開始する。
- ▼II 保護者から退室の申し出を受けて、児童・生徒、家族、学校の状況の確認をする。確認した結果をもとに、「入退室検討委員会」において退室を決定し、所定の手続きを行う。
- VⅢ 退室は、年度途中の学校復帰、転居などがある。

(5)活動の内容 (ほっとスクール「城山」、「尾山台」)

① 一日の流れ

<午 前>:「朝の会」(9:30~10:00) 健康状態の把握、本日の予定や計画の確認など

:「学習の時間」(10:00~12:00)

<昼食・自由時間>: (12:00~13:00) 昼食は各自持参

<午 後>:「活動の時間」(13:00~14:40)

:「帰りの会」(14:40~15:00) 1日の学習や活動などの振り返り、明日の予

定確認など

<放課後>:「放課後開放」(15:00~16:00) 会議などの予定がない日に限る

② 「学習の時間」

通室生と職員で話し合って学習内容(基礎学習、興味のある学習など)を選び、取り組み計画を立てる。ほっとスクールにある教材を基本に、自分で準備した教材などを用いて学習を行う。職員は通室生の質問に答えたり、励ましたりしながら、学ぶ喜びや意欲を育むために支援する。中学3年生は進路選択に向けて志願書の作成練習、面接練習なども行う。

③ 昼食

通室生と職員が一緒に、各自で持参したお弁当などを食べる。食事を取らずに過ごすことも可能である。

④ 「活動の時間」(通室生が自分で活動を選ぶ)

スポーツ (バドミントン、卓球、ドッジボールなど)をしたり、トランプや、百人一首などのカードゲームやボードゲームなどを自由に選んで遊んだりする。また、読書をしたりパソコンで調べものをしたりするほか、絵画制作、工作、園芸 (野菜や草花)、生物の飼育など、興味のあることに挑戦する。特に何をするということではなく、おしゃべりなどに興じることもある。

このような活動を通して、通室生同士お互いに知り合い、協力し合って活動を楽しむ。 職員は、通室生に声をかけたり相手をしたりしながら、通室生同士の交流を支援しグループ活動を促進する。また、通室生の状況に応じては個別面談も随時行う。

⑤ 体験活動と行事

*学期毎の区切り:「はじめのつどい」「おわりのつどい」、年度末には「卒業生を送る会」 など

*校外学習:春の遠足、秋の遠足、自然体験(じゃがいも、さつまいも掘り)など

*季節行事:七夕、「夏に遊ぼう会」、ハロウィン、書初め、節分など

*外部講師による特別教室:スポーツ教室、陶芸教室、芸術鑑賞教室、パブリックシアタ

ーワークショップ、防災教室など

*進路について考える機会:「ほっとスクール合同進路説明会」を開催して都立高校教員から説明を聞くなど

校外学習や季節行事などは、活動の流れに通室生の意見や企画を取り入れている。

季節行事などでは調理活動を行い、通室生と職員が一緒に作った食事やお菓子を囲んで季節感を味わいながら交流を図る。

(6) 内部会議(ほっとスクール「城山」、「尾山台」)

① 「朝の打合せ」「夕方の打合せ」

毎朝、職員間で、通室生に関する情報交換を行い、通室生に対する共通理解を図ってかかわる。また、1日の様子を振り返り、翌日への申し送り事項や家庭への連絡なども行う。 朝・夕の打合せ以外にも、通室生の様子に応じて随時、職員間で意見交換し、適切な対応を行う。

② 職員ミーティング

原則毎月第1・第3木曜日の午後、教育相談専門指導員を交えて、新規申し込みケースや、体験通室生、正式通室生に関して検討する。通室生にとって有効な取り組みができるよう、ほっとスクール内での情報共有を図り、方針や支援について確認・修正をする。

(7) 保護者との連携

- ① ほっとスクールでの通室生の通室状況、通室時の活動の様子など、随時、保護者と連絡を取り合う。
- ② 毎月の「ほっとスクール便り」、定期的な保護者面談、通室生を交えた三者面談、学期 毎の保護者会などを通して情報交換、意見交換、相互理解に努めている。

(8) 在籍校との連携・協働

ほっとスクール「入室検討委員会」

入室検討委員会は、教育相談課長、指導主事、教育相談専門指導員、在籍校管理職、担任、ほっとスクール職員、教育相談係長などにより構成され、児童・生徒の正式入室について検討する。児童・生徒のこれまでの学校生活や家庭生活を把握して、正式入室後に、ほっとスクールで留意すること、在籍校のかかわり方などを明らかにする。

② 在籍校への「通室状況報告書」の送付

正式通室生については、学期ごとに、通室生の活動や成長の様子などをまとめた「通室状況報告書」を作成し学校に送付する。内容に応じて学校と連絡を取り合い、話し合っている。

③ 在籍校訪問

職員が在籍校を訪問し通室生の支援について協議する。

④ 担任連絡会

在籍校の担任がほっとスクールを訪問し通室の様子を共有する。

※ そのほか、通室生と担任、スクールカウンセラーとの個別面談、興味のある学校行事などへの参加について学校と相談して機会を設ける。(定期面談、定期考査、修学旅行、進

路相談など)

(9)「来室相談」との連携・協働

個別相談が必要な通室生と保護者に「来室相談」や不登校支援窓口を案内し、連携・協働する。

(10) 関係機関との連携

家庭への福祉的支援が必要であったり、通室生が医療的な支援を受けていたりするときには、子ども家庭支援センターや医療機関などと情報共有や留意事項の確認などを行う。

(11) ほっとスクール「希望丘」

① 開設の経緯

近年、区内における不登校児童・生徒数は増加傾向にあり、区では3か所目のほっとスクールとなるほっとスクール「希望丘」を平成31年2月に開設した。

② 運営業務委託

運営にあたっては、既存のほっとスクールのあり方を踏まえつつ、不登校児童・生徒の 学校復帰や社会的自立に向けた支援として、効果的な学習支援や多様な体験活動をより充 実させるため、ノウハウや人的ネットワークを持つ民間団体(特定非営利活動法人東京シューレ)に運営業務を委託している。

③ 運営

ほっとスクール「希望丘」は既存の2か所と同様、区の事業運営要綱および方針に基づき運営されているが、体験活動や行事などについては、独自の取り組みを行っている。

(12) ほっとスクール「城山」「尾山台」「希望丘」の連携

① 合同会議

年度当初と各学期末の計4回、3所合同で会議を開催している。各ほっとスクールの支援状況や活動内容について情報交換を行い互いのノウハウを共有するとともに、ほっとスクールの運営について確認や意見交換を行う場としている。

② 合同行事

前述の「ほっとスクール合同進路説明会」のほか、教育会館プラネタリウムの鑑賞会や スポーツ交流会を3所合同で企画し実施している。

4. メンタルフレンド派遣事業

(1) 事業の目的

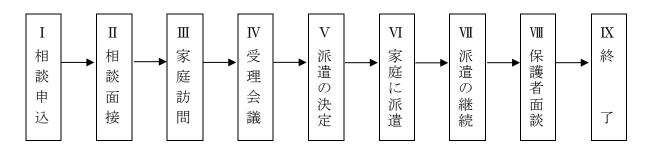
学校生活への不適応を示し、家に引きこもるあるいは引きこもりがちな児童・生徒、及び ほっとスクールに通室している児童・生徒を対象としている。お兄さんやお姉さんのような 立場から遊びや話しの相手をしてくれる青年(メンタルフレンド)を要請のあった家庭およ びほっとスクールに派遣する。子どもに寄り添いながら、自主性の伸長や社会性の発達を促 す。

(2) メンタルフレンドの登録要件

- ① 児童・生徒の発達や適応に関心を有する者
- ② 教育相談に理解と意欲を有する 18 歳以上概ね 25 歳までの者
- ③ 登録を希望し、所定の研修を修了した者

(3) 家庭派遣の流れ

相談面接・家庭訪問の結果に基づいて十分に協議し、メンタルフレンドの派遣が有効な支援と考えられる場合に派遣を決定する。なお、派遣は1回あたり1時間、概ね20回を目安としている。



- I 保護者が不登校支援窓口へ電話で申し込み、相談日時を予約する。
- Ⅱ 相談面接では、教育相談員が保護者から相談内容をよく聴き、状況の把握に努める。
- Ⅲ 教育相談員が家庭を訪問し、児童・生徒の家庭での状況の把握に努める。
- IV 受理会議では、教育相談員の報告をもとに、派遣が有効かどうかを検討する。
- V 受理会議での検討結果をもとに、メンタルフレンドの派遣を決定する。
- VI 初回は、教育相談員とメンタルフレンドがともに家庭を訪問する。
- VII メンタルフレンドの派遣を継続する。(毎月、報告を行う。)
- VⅢ 5回に1回程度の割合で、教育相談員は必要に応じて保護者面談を行う。
- IX 受理会議で約20回の派遣を目安に、活動の有効性を検討し、継続か終了かを判断する。

(4) メンタルフレンドほっとスクール派遣

家庭派遣のほかに、ほっとスクールへの派遣を平成24年度に開始した。メンタルフレンドは、ほっとスクール職員の指示の下、通室する児童・生徒のために必要な支援を行う。

5. 「不登校 保護者のつどい」

(1)目的

保護者同士が抱えている悩みを語り合い、情報の交換を行い、また経験者の体験談を聴く ことなどにより、参加する保護者の不安の軽減を図ることを目的としている。

(2) 運営

不登校支援窓口の教育相談員がファシリテーター役として参加し、定期的に開催する。 また、外部講師や区の職員を招き、講義形式の回を設ける。

進路に関する情報提供

6月には進路説明会、9月には高等学校の教員を招いた個別進路相談・個別高校説明会 を行う。

- 1	6	-
-----	---	---

Ⅱ 事業実施状況(令和4年度実績)

1. 教育相談事業実施状況

教育相談事業は、総合教育相談ダイヤル、「来室相談」、不登校支援窓口などの業務を行っている。

(1)総合教育相談ダイヤル

総合教育相談ダイヤルにおける電話相談は、ここ数年、約500~600 件程度の水準で推移している。

図1 相談件数の推移

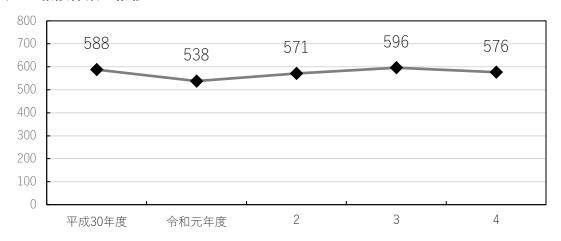


表 1 をみると、主訴別の件数は [6] の問い合わせが最も多く、令和 3 年度より 71 件増えている。

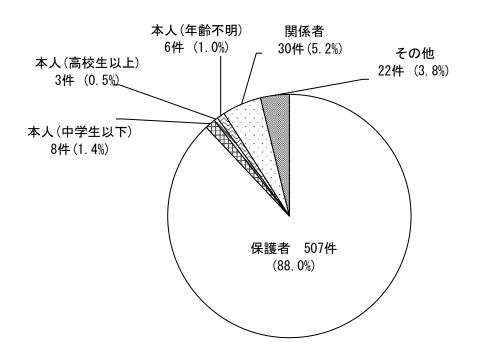
表 1 主訴別件数

番号	項目名		主な内容				
		A	集団になじめない、いじめられる、神経質、怖がり、無気力、緊張しやすい、困った癖、チック、かんもく、自傷行為、性の多様性など	44			
1	心と行動	В	集団を乱す、いじめる、けんかする、乱暴、反抗的、約束を 守れない、盗み、性非行など	16			
		C	不登校(園)、登校(園)渋りなど	74			
2	2 発達と障害		会話や言葉の発達、運動機能や身体の発達、学業不振や知 的な発達、自閉症スペクトラム、学習障害、注意欠陥多動性 障害、高次脳機能障害など				
		A	就学後の特別支援教室・通級指導学級への通級相談、 就学後の特別支援学級(固定級)・特別支援学校への転籍相 談	4			
3	進路と適性	В	区立幼稚園・小学校・中学校への就園・就学相談	4			
		С	一般進路(転出入を含む)、海外帰国と出国児童・生徒の転出入、外国籍の児童・生徒の学習・進路、異文化による多様性など	7			

4	家庭・養育・4 地域との関		親子関係、子どもの生活習慣、養育困難、しつけ、携帯やインターネットの使い方、ゲームや小遣いの与え方、両親の 意見の違い、虐待など	62
1	4 地域との関 係など	В	放課後の生活(学童クラブ・BOP など)、学習塾、習い事、 地域の子ども関係、保護者同士の関係など	9
5	学校・教員と関係についる		学校との共通理解の図り方(子どもへの対処法など)、行事・部活動・PTA活動などへの協力、学校や教員への不信や不満、体罰の疑いなど	79
6	問い合わせ	<u> </u>	相談窓口の問い合わせなど(他の相談窓口、専門機関などの紹介)	172
7	無言・いたず	°6	無言電話、明らかないたずら電話など	4
8	その他		地域からの教育的意見、社会問題についての意見、高校生 以上の若者の相談など	27

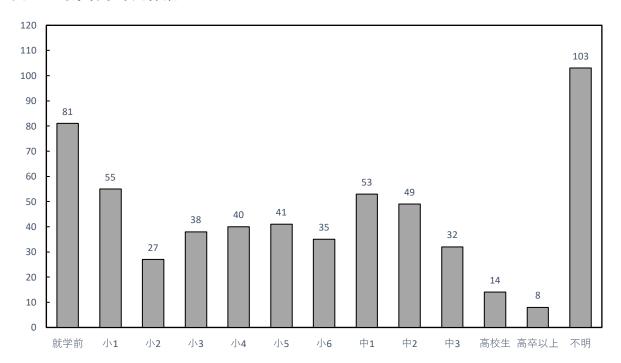
相談者は、図2のように、保護者からの相談が507件と最も多く、88.0%を占める。本人からの相談の内訳は、中学生以下が8件(1.4%)、高校生以上が3件(0.5%)、年齢不明が6件(1.0%)である。関係者は教員などの学校関係者や健康づくり課、子ども家庭支援課などの地域機関である。その他は、相談対象となる子どもの知人や一般区民などである。

図2 相談者別件数



相談の対象者の学年別件数を図3に示す。令和4年度は就学前が最も多かった。また、小学校就学後では小1や中1の相談が多く、小学校就学前後や中学校進学時の相談ニーズが高くなっていることが考えられる。なお、不明が多いのは、学年を明らかにせずに問い合わせとして利用する事例が多いためである。

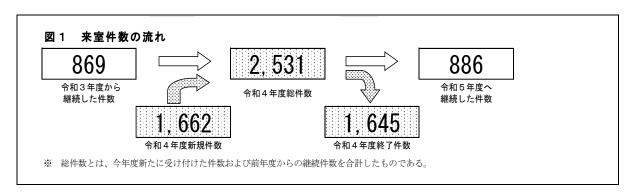
図3 対象者学年別件数



(2)来室相談

令和4年度の来室相談総件数は 2,531 件であった。 うち 869 件 (34.3%) が令和3年度から継続しており、新規に受け付けた件数は 1,662 件 (65.7%) だった。令和4年度中に 1,645 件 (65%) が終了し、886 件 (35%) が令和5年度へ継続となった。

図4 来室件数の流れ



次に、過去5年間の新規件数・総件数・回数の推移を示す。

表2 年度別件数および回数の推移

	平成 30 年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度
新規件数	1, 409	1, 431	1, 472	1, 658	1, 662
総件数	2, 089	2, 176	2, 214	2, 451	2, 531
回数	15, 984	15, 404	13, 464	16, 141	15, 932

※ 回数とは、1回の面接および他機関との連携をすべて1として合計したものである。

図5 年度別件数推移

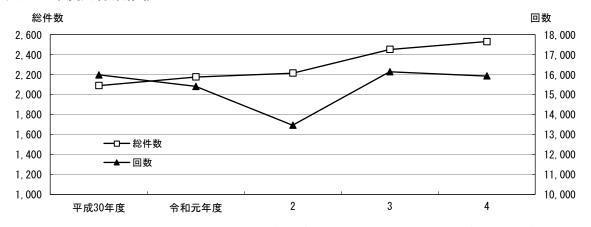


図5をみると、総件数は平成30年度以降増加している。回数は令和2年度に大きく減少しているが、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、来室相談を控えていた期間による影響と考えられる。

受け付けた相談は、表3の分類により、1件につき1主訴で整理している。

表 3 主訴分類表

		LAN VA	
番号	項目	名	主な内容
	心と	A	集団になじめない、いじめられる、神経質、怖がり、無気力、緊張しやすい、 困った癖、チック、かんもく、自傷行為、性の多様性など
1	行動	В	集団を乱す、いじめる、けんかする、乱暴、反抗的、約束を守れない、 盗み、性非行など
		С	不登校(園)、登校(園)渋りなど
2	発達と 障害		会話や言葉の発達、運動機能や身体の発達、学業不振や知的な発達、自閉 症スペクトラム、学習障害、注意欠陥多動性障害、高次脳機能障害など
	進路	A	就学後の特別支援教室・通級指導学級への通級相談、 就学後の特別支援学級(固定級)・特別支援学校への転籍相談
3	と	В	区立幼稚園・小学校・中学校への就園・就学相談
	適性	С	一般進路(転出入を含む)、海外帰国や出国児童・生徒の転出入、 外国籍の児童生徒の学習・進路、異文化による多様性など
4	家庭養	を育	家庭教育に関すること、養育やしつけのむずかしさ、児童虐待など
5	その他		学校教育での諸問題(校則、指導などについて)など そのほかの子育てや教育に関する意見など

令和4年度の主訴別・学年別件数および回数を表4に示す。

表4 主訴別・学年別件数および回数

小学生							高校	合計							
				机子削	1年	2年	3年	4年	5年	6年	1年	2年	3年	以上	口声
		Α	件数	22	18	16	22	13	22	21	16	20	19	8	197
	心	Λ	回数	348	197	214	210	175	329	329	124	252	193	94	2,465
1	と	В	件数	7	8	11	20	12	21	16	22	20	10	12	159
1	行	ь	回数	30	59	134	341	150	274	230	200	193	227	99	1,937
	動	С	件数	9	27	32	35	34	45	55	55	62	59	26	439
			回数	114	372	495	437	459	600	481	672	592	930	290	5,442
2	発達	達と	件数	18	42	83	68	64	61	53	47	50	31	13	530
	障	害	回数	144	211	489	445	512	453	338	411	268	211	57	3, 539
	.,,	Α	件数	0	84	110	93	59	39	6	28	13	1	0	433
	進	Λ	回数	0	154	209	172	104	73	10	56	27	1	0	806
3	路上	В	件数	457	0	0	0	0	0	271	0	0	0	0	728
3	適	Б	回数	971	0	0	0	0	0	535	0	0	0	0	1,506
	性	С	件数	2	1	3	0	0	1	1	1	0	3	1	13
			回数	3	4	4	0	0	2	1	5	0	5	0	24
4		庭と	件数	4	4	4	1	1	3	2	2	3	4	0	28
4	養	養育	回数	49	36	39	1	1	20	16	16	10	16	0	204
5	20	の他	件数	0	0	1	1	1	0	0	0	1	0	0	4
	. (ツル	回数	0	0	1	7	1	0	0	0	0	0	0	9
	合計	L	件数	519	184	260	240	184	192	425	171	169	127	60	2,531
	ППП	1	回数	1,659	1,033	1,585	1,613	1,402	1,751	1,940	1,484	1,342	1,583	540	15, 932

表4をみると、主訴別件数は[3B 就園・就学相談]が最も多く、回数は[1C 不登校など]が最も多い。

図6 主訴別・学年別件数

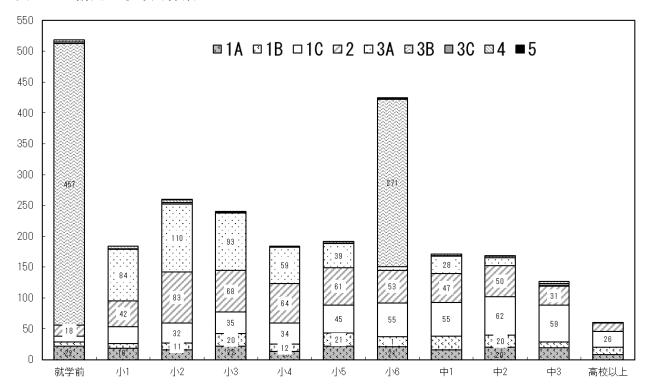


図6をみると、学年別の件数では、就学前と小学校6年生が多い。[3B 就園・就学相談]が就学前で457件、小学校6年生で271件と多く含まれているためである。

図7 主訴別・学年別件数(就学相談を除いた一般相談)の割合(%)

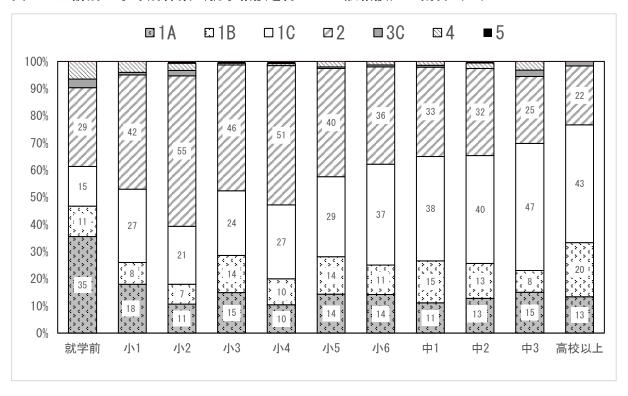


図7をみると、[3A 通級相談など][3B 就園・就学相談]を除くと、小学校は[2 発達と障害]、中学校では[1C 不登校など]の割合がどの学年も多い。

図8 主訴別件数および回数

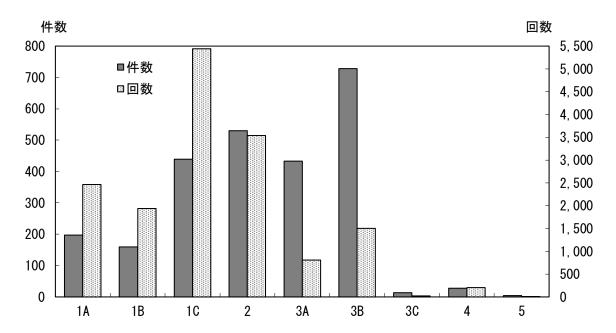


図8をみると、[3A 通級相談など] [3B 就園・就学相談] の1件あたりの回数が少ない。これは、発達検査・行動観察で子どもの特徴を把握し、 $1\sim2$ 回で終了するケースが多いからである。

図9 主訴別件数および回数(就学相談を除いた一般相談)

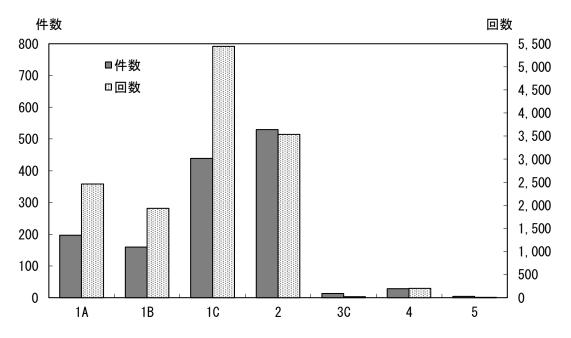
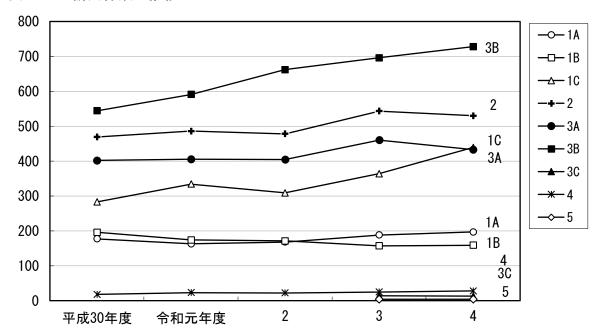


図 9 をみると、[3A] 通級相談など][3B] 就園・就学相談] を除くと、件数は[2] 発達と障害]、回数は[1C] 不登校など] が多い。

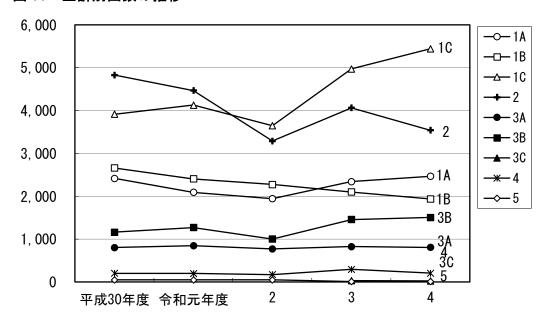
次に、過去5年間の主訴別件数・回数の推移を示す。

図 10 主訴別件数の推移



令和3年度から主訴の分類を変更し、相談内容に沿って分類項目を加えた。[3A 通級相談など]から[3C 一般進路(転出入を含む)]を分け、これまでの[4 その他]を[4 家庭と養育]と[5 その他]に分類した。

図 11 主訴別回数の推移



令和4年度は、[1A 集団になじめないなど][1C 不登校など][3B 就園・就学相談]が件数・回数ともに増加した。[3B 就園・就学相談]の増加は固定級の増設、特別支援教室(すまいるルーム)利用希望者の増加などに起因する。

次に、主訴別の連携先および回数を示す。連携先は幼稚園・学校が270回で、その中では小学校スクールカウンセラーが145回で最も多い。主訴別では[1 C 不登校など]が他主訴と比較して最も多く、次いで[2 発達と障害]が多い。

表 5 主訴別・連携先別連携回数

		幼						
	幼稚園	小学校	小学校	中学校	中学校	関係機関	合計	
	沙川田図	7.子仪	SC	甲字校 SC				
1A	1	9	15	2	3	20	50	
1B	0	16	8	2	2	32	60	
1C	0	15	58	5	21	57	156	
2	0	33	56	5	10	32	136	
3A	0	0	0	0	0	0	0	
3B	0	0	0	0	0	0	0	
3C	0	0	0	0	0	0	0	
4	0	0	6	0	0	9	15	
5	0	1	2	0	0	0	3	
合計	1	74	145	14	36	150	420	
			270			190	420	

[※] SCとは、スクールカウンセラーのことである。

[※] 関係機関とは、医療・保健福祉機関などである。

(3) 不登校支援窓口

令和3年12月より、不登校支援窓口が開設された。不登校支援窓口では不登校に関する様々な相談を受けている。令和4年度に受けた件数を以下の表6に示す。

表 6 全受付件数

内訳	件数
①学校へのアウトリーチ支援(小中学校)	65
②アウトリーチ支援(学校以外)	1
③電話での相談	552
④来室による相談	25
⑤メンタルフレンド派遣相談	3
⑥不登校特例校入室にかかわる相談	105
⑦オンライン支援の相談	11
合計	762

内訳では③ [電話での相談] が一番多かった。不登校に関する問い合わせや情報提供、助言、相談機関への紹介などを行っている。次いで⑥ [不登校特例校入室にかかわる相談] となり、令和3年度から継続している相談や、令和5年度入室に向けた小学校6年生の相談が含まれている。次は① [学校へのアウトリーチ支援] となり、65件であった。それぞれの詳しい状況は以下に記す。また⑤ [メンタルフレンド派遣相談]、⑦ [オンライン支援の相談]は別項で説明する。

① 学校へのアウトリーチ支援(学校からの申し込み)

学校へのアウトリーチ支援は、管理職から電話による申し込みを受け、学校を訪問して状況の聞き取りを行い、適切な支援を検討する。不登校の児童・生徒に関する支援だけでなく、登校はしているが集団不適応の状態にあったり、学校が保護者との関係構築に苦慮したりしているケースへの支援も行っている。

令和4年度の申し込みは65件で、小学生37件、中学生28件である。32校から依頼を受け、内訳は小学校19校、中学校13校であった。件数と校数に差があるのは、同じ学校から複数ケースの依頼があったためである。

65件の支援対象、支援形態、支援内容別の延べ回数について、表7から表9で示す。

表7 支援対象別支援延べ回数

	小学校	(37件)	中学校(28 件)			
	回数 %		回数	%		
管理職・教員	366	47	345	44		
保護者	168	21	159	20		
本人	19	2	44	6		
関係機関担当者	229	29	232	29		
他	5	1	10	1		

支援対象の内訳は、管理職・教職員が最も多く、次いで関係機関担当者、保護者となっている。学校と関係機関を繋いだり、保護者を学校と繋ぎなおしたりと、調整機能を発揮した結果と考える。

表8 支援形態別支援延べ回数

	小学校	(37 件)	中学校(28 件)			
	回数	回数 %		%		
小学校訪問	101	13	5	1		
中学校訪問	6	1	96	13		
家庭訪問	8	1	25	3		
関係機関訪問	18	2	34	5		
電話での支援	587	77	548	75		
センター来所	46	6	21	3		

表8は小学校支援ケースの37件、中学校の28件についての支援形態別の回数を示したものである。例えば該当ケースが小学校に在籍していても、必要に応じてきょうだいの在籍する中学校訪問、家庭訪問、関係機関訪問、電話での支援、センターでの来所支援などを並行して実施していることを示す。

支援形態の内訳別延べ回数は、小学校は電話での支援が多く、次いで学校訪問、次に 教育総合センターに来所しての支援という結果となった。中学校は小学校と同様に電 話での支援が多く、次いで学校訪問、次に関係機関訪問となっている。

電話での支援回数が多いのは、各機関の訪問や来所での面談を行う際、事前・事後に細やかな情報共有や報告を行う必要があるためである。また、長期的にフォローが必要な場合も、電話による支援をこまめに行っている。

家庭への訪問支援は、必要に応じて主にスクールソーシャルワーカー(以下、SSW と する)が行い、学校や関係機関に児童・生徒や保護者を繋いだ。

表 9 支援内容別延べ回数

	小学校	(37件)	中学校	(28 件)
	回数	%	回数	%
聴き取り・情報共有	507	66	411	56
助言・コンサルテーション	135	18	135	19
面談・相談	101	13	167	23
会議への出席	7	1	6	1
児童・生徒の行動観察	11	1	2	0
関係機関への同行	5	1	9	1

支援内容の内訳は、小学校は児童・生徒や家庭の状況についての [聴き取り・情報 共有] が多く、次いで教員への [助言・コンサルテーション]、次は児童・生徒や保護 者との [面談・相談] となった。中学校でも一番多い支援内容は小学校と同じではあ るが、二番目が児童・生徒や保護者との[面談・相談]、次いで教員への[助言・コンサルテーション]となった。

アウトリーチ支援においては、[聞き取り・情報共有] により学校や保護者、関係機関と一緒に状況を整理し、対応を検討することが重要である。また、少数ではあるが、 [行動観察] や [同行] による支援を行っている。[行動観察]は、児童・生徒を対象に、主に心理職が行う。[同行]は、関係機関の利用を希望する保護者に SSW が同行し、機関との繋がりを支援している。

② アウトリーチ支援(学校以外)

学校以外へのアウトリーチ支援は1件行った。ほっとスクールに対しての、SSW と心理職による支援であった。

アウトリーチ支援の目的は、児童・生徒を学校全体で改めて理解し捉え直すきっかけを作ること、関係が築きにくい児童・生徒や保護者を学校や支援機関に繋ぎ直すこと、児童・生徒や保護者を必要な専門機関に繋ぐことなどである。困難な事例にもより効果的に対応できるように、アウトリーチ支援の在り方についてはこれからも模索していく。

③ 電話での相談

	- / . / .	, IHW(I	. ~~										
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10 月	11 月	12 月	1月	2月	3月	合計
件	33	50	10	38	25	58	78	64	21	28	36	53	552

表 10 日別相談件数

数

表 10 より、1 学期の [5月] や 2 学期の [9月] [10 月] [11 月] に相談件数が多く、 3 学期の [3月] にも多くなっている。保護者からの相談がほとんどであった。 次に相談対象者の学年別件数を表 11 に示す。

表 11 対象者学年別件数

学年	就学前	小1	小2	小3	小4	小5	小6	中1	中 2	中 3	高校 以上	不明	合計
件数	2	27	19	30	24	47	72	92	110	44	9	76	552
	2	4	:6	5	4	11	19		246		9	76	552

相談の対象者は、中学生が計 246 人と多く、特に [中2] が 110 人と最も多い。小学生は計 219 人であるが、高学年が圧倒的に多くなっている。

対応としては、助言(問い合わせや情報提供を含む)が6割以上で、他は相談機関への紹介などである。1件の相談の中で、助言しつつ紹介を行うなどの複数の対応を行う場合もある。紹介先は、「来室相談」(教育総合センター、3分室)、ほっとスクール、子ども家庭支援センター、医療機関などである。丁寧に話を聴いたうえで、児童・生徒の状況と保護者のニーズを確かめて、学校の管理職や担任、養護教諭、スクールカウ

ンセラーと相談してみるように勧めることも多い。また、「不登校特例校分教室ねいろ」 に関する問い合わせへの対応や助言が 104 件あった。

④ 来室による相談

不登校支援窓口で受ける来室相談では、保護者から不登校の経過を聴き取り、支援 策や今後の目標などの見直し、より適切な相談場所や支援機関の検討、学校との関係 調整などを目指している。25 件の相談があったが、主に小学校の高学年から中学校の 児童・生徒についての相談が多かった。内容としては、不登校特例校分教室やほっと スクール、令和4年度に試行していたオンライン支援に繋げるなどであった。

- ⑤ メンタルフレンド派遣相談(別項)
- ⑥ 不登校特例校入室にかかわる相談

令和4年度に開室した「不登校特例校分教室ねいろ」の入室にかかわる支援を行った。支援ごとの件数を表 12 に示す。

秋 12 11·묘1	找 12 1°豆以特別权力权主の八主にがかりる又扱作数等											
	面談申込	面談	見学	体験	正式入室	フォロー (次年度に継続)						
小 6	36	33	28	25	9	2						
中 1	33	30	25	11	6	8						
中 2	29	28	26	19	12	6						
中 3	8	7	5	4	3	0						
合計	106	98	84	59	30	16						

表 12 不登校特例校分教室の入室にかかわる支援件数等

入室にかかわる支援の流れは以下のとおりである。

- I 面談申込 保護者からの電話を受けて、特例校分教室の特色や入室までの流れについての説明を行って理解を得る。そのうえで面談の申し込みを受ける。
- Ⅲ 面談 保護者と児童・生徒が来室して、特例校分教室の特色などや詳細についての 説明を相談員から受ける。相談員は親子別室でそれぞれの意向を確認し希望 が一致しているときに、特例校分教室の見学を設定する。
- Ⅲ 見学 分教室の見学に相談員が同行し施設や教室などを案内する。見学後の面談で 親子の意向を確かめて体験へ繋ぐ。
- IV 体験 4週間程度の体験期間を設けている。相談員は児童・生徒の学習及び集団活動への参加状況を把握して、面談を経て『特例校分教室に通いたい』という意志を確認する。
- V 正式入室 保護者と本人で話し合った上で、保護者が正式入室の申し込みをする。 入室検討委員会の協議を経て正式入室となる。
- VI フォロー フォローが必要な児童・生徒には、継続支援を行っている。支援の例としては、入室後にスムーズに通えることを目的として児童・生徒や保護者との面談を行っている。また、体験入室を途中で中断したときには他の適切な支援先を検討することもある。多くは年度内に次の支援先に繋いでいるが、次年度へ支援を継続するケースが16件あった。

⑦ オンライン支援事業の実施

令和4年度は、認定特定非営利活動法人カタリバと協力協定を締結し、オンライン を活用した不登校児童・生徒への支援事業を実施した。

【対象児童・生徒】

ほっとスクールに登録があるものの、通室が中断している児童・生徒のほか、不登 校支援窓口での相談支援において、オンラインによる支援を希望した児童・生徒。

【支援内容】

児童・生徒の興味や関心にあわせた学習支援や面談等を実施した。また、支援の状況に応じて、学校やほっとスクールと連携を図りながら、学校への登校やほっとスクールへの通室につなげた。

【支援実績】

11名

(4) 関係諸機関との連携・協力

教育相談では、総合教育相談ダイヤルや来室相談に取り組むとともに、教育相談の専門性を生かして学校教育にかかわる他事業や案件についても連携・協力を行っている。 回数は表 13 に示す。

表 13 連携・協力回数

	学校教育に関する連携・協力			地域機関との連携・協力							
	教員	研修	就園	・就学	相談	その他	地域機関				
	学校教育相談研修(初級・中級)	教育指導課主催研修	就学支援委員会	通級相談会	就園相談委員会	教育委員会内	保健福祉	サポステ ・	医療	その他	合 計 (回)
合 計	28	1	41	60	4	14	21	6	2	3	180

令和4年度は、[学校教育相談研修(初級・中級)]を、新型コロナウイルス感染症拡大防止に留意しながら小規模開催をした。保健福祉領域では、子ども・若者支援協議会「不登校・ひきこもり支援部会」、「思春期・青年期精神保健部会」の学校事例検討会に協力した。また、令和4年度より再開になった「要保護児童支援地域協議会」、子ども家庭支援センターや児童相談所が主催する「個別ケース検討会議」に出席した。医療機関との事例検討会への出席、就園・就学・通級など就学相談にかかわる諸委員会には委員として参加した。

その他の教育委員会内の連携・協力は、「教育相談と小・中学校スクールカウンセラー 交流会(区および都)」への出席、教育支援担当の「初就学専門委員会委員研修」の講師 などである。また、令和4年度4月に開設された不登校特例校分教室の入退室検討委員 会への出席などがあった。

(5) スクールソーシャルワーカー活動

スクールソーシャルワーカーは、福祉分野に関する知見を用いて、福祉的支援が有効であると思われる児童・生徒や家庭への働きかけ、関係機関との連携・調整を行い、児童・生徒とその保護者及び学校を支援している。具体的には不登校支援、家庭への支援などを、関係機関と連携しながら行っている。

表 14 対応学校数及び支援児童・生徒数

	対応	支援児童・生徒数	
	学校数		うち継続者
小学校	61	685	57
中学校	24	175	40

表 14 より、令和 4 年度は、[小学生] 685 人、[中学生] 175 人を支援した。

表 15 関係機関との連携回数

内訳	合計	
児童家庭福祉の関係機関	243	
保健・医療の関係機関	50	479
学校外の教育機関	14	473
その他の機関	166	

表 15 より、連携先の[児童家庭福祉の関係機関]は、子ども家庭支援センター、児童相談所、社会福祉協議会、生活支援課、保健福祉課などである。[保健・医療の関係機関]は健康づくり課、病院などである。[学校外の教育機関]は、ほっとスクールなどである。[その他の機関]は、子ども食堂や学習支援団体などである。

令和4年度の継続支援対象児童・生徒の抱える問題を表 16 に示す。(表 16 は次ページに記載)

表 16 継続支援対象児童・生徒の抱える問題

内訳		合計
①不登校	43	
②いじめ、暴力行為、非行等の問題行動	16	
③友人・教職員等との関係の問題	15	
(②を除く)	10	
④児童虐待	8	216
⑤貧困の問題	11	
⑥家庭環境の問題(④、⑤を除く)	44	
⑦心身の健康・保健に関する問題	22	
(②、④を除く)	22	
⑧発達障害等に関する問題	37	
⑨その他	20	

表 16 より、令和 4 年度は、継続支援対象児童・生徒の抱える問題は[家庭環境の問題]が最多で、その次に[不登校]に関するものが多かった。

2. スクールカウンセラー事業実施状況

いじめや不登校など、児童・生徒の問題行動、学校不適応などが深刻化している。この解決に向け、スクールカウンセラーを配置し、学校における教育相談機能の充実を図る。

平成25年度から、区立小・中学校全校に区任用スクールカウンセラーと都任用スクールカウンセラーをそれぞれ配置している。

(1) **小学校スクールカウンセラー** (小学校全 61 校)

表 17 をみると、[児童]からの相談が最も多く、主訴としては[談話]を除くと、[適応]に関する相談が最も多い。そして[不登校・登校渋り] [友人関係] [発達]と続いている。また、 [保護者]からの相談は、[不登校・登校渋り] [発達] [適応]の順に多い。

表 18 では、 [適応] を主訴とする相談が最も多く、[発達] [不登校・登校渋り] [児童理解] と続いている。

表 17 主訴別相談者別相談回数

	児童	保護者	その他	合計
不登校・登校渋り	3,590	4, 406	28	8,024
友人関係	2, 929	629	5	3,563
反社会的問題	64	42	0	106
適応	5,086	2,873	30	7,989
発達	2,835	3, 106	24	5,965
進路	71	237	7	315
学習	410	284	2	696
家庭環境	974	666	27	1,667
談話	5, 797	101	3	5,901
その他	1,073	384	24	1,481
合計	22, 829	12, 728	150	35, 707

表 18 教員への主訴別助言・援助回数

	担任	その他	合計
不登校・登校渋り	4,037	1,033	5, 070
友人関係	1, 555	294	1,849
反社会的問題	100	30	130
適応	4, 540	1, 428	5, 968
発達	4, 254	1, 544	5, 798
進路	206	75	281
学級への対応	517	181	698
保護者対応	626	210	836
家庭環境	1, 142	279	1, 421
児童理解	1,537	521	2, 058
その他	468	345	813
合計	18, 982	5, 940	24, 922

表 19 連携・協力活動回数

校内組織に関する協力	校内活動	906
TXY RETAIN (C 美) 9 (3) 150 / J	РТА	27
校外機関との連携	教育相談	173
(文) (機関との連携	他機関	274
合計	1, 380	

表 19 をみると、[校内組織に関する協力]においては、校内活動(職員会議、学校行事など)が多い。[校外機関との連携]については、教育相談との連携のほか、子ども家庭支援センター、児童相談所、医療機関などがある。

(2) 中学校スクールカウンセラー (中学校全 29 校)

表 20 をみると、[教員]が相談回数全体の4割以上と最も多く、次いで[生徒]、[保護者]の順になっている。

主訴別にみると、[生徒]、[保護者]、[教員]のいずれも、 [不登校]の相談が最も多い。 次いで[生徒]からの相談では [情緒不安定] [友人問題]の順に多い。また、[保護者]からの 相談では[発達障害] [情緒不安定]の順に多く、[教員]からの相談では[情緒不安定] [発達障 害]の順になっている。

表 20 主訴別・相談者別相談回数

	生徒	保護者	教員	小学校 児童	小学校 保護者	小学校 教員	その他	合計
不登校	2, 352	2, 197	3, 984	2	11	6	140	8, 692
いじめ	81	63	185	0	0	0	7	336
友人問題	418	76	393	0	0	0	5	892
問題行動等	73	69	254	0	0	0	18	414
情緒不安定	905	433	1, 230	0	1	0	54	2,623
性格•行動	413	237	704	0	1	1	69	1, 425
生活習慣	94	80	83	0	0	0	9	266
身体・健康	149	102	189	0	0	1	11	452
学習·進学	366	239	423	0	1	1	66	1,096
家庭•家族	410	151	673	0	0	1	55	1, 290
虐待	11	6	30	0	0	0	6	53
対教師	50	39	61	0	0	0	4	154
部活等	72	11	65	0	0	0	2	150
自己理解	196	6	60	0	0	0	1	263
子育て	2	232	63	0	0	0	5	302
発達障害	221	484	824	2	7	2	58	1,598
カウンセリングの方法	14	31	90	0	0	0	10	145
学外との連携	8	17	20	0	0	1	60	106
話し相手	2, 297	14	135	0	0	0	6	2, 452
貧困の問題	0	2	4	0	0	0	1	7
その他	163	58	658	0	0	2	167	1,048
合計	8, 295	4, 547	10, 128	4	21	15	754	23, 764

3. 教育支援センター ほっとスクール事業実施状況

令和4年度の相談・見学件数は、「城山」で351件、「尾山台」で173件、「希望丘」で1,211件あり、それぞれの相談者に合わせた対応・助言を心がけている。入室の手続きを経て、正式に入室したのは「城山」が27名、「尾山台」が5名、「希望丘」が44名である。中学3年生の生徒は、全員が高校などへの進学を果たしている。

表 21 ほっとスクール事業実施状況

	「城山」	「尾山台」	「希望丘」	合計
相談•見学件数	351	173	1,211	1, 735
入室者数	27	5	44	76
学校復帰者数	0	1	3	4
高校等進学者数	7	1	9	17

4. メンタルフレンド派遣事業実施状況

令和4年度にメンタルフレンドとして登録した者は男女合わせて10名である。 メンタルフレンドの家庭派遣にあたっては、

- ・児童、生徒自身の派遣希望がある
- ・訪問の際は保護者が在宅している
- ・派遣が児童、生徒にとって有効であるか、などを考慮し決定している。 ほっとスクール派遣については、ほっとスクール職員の下で児童・生徒の支援を 行っている。

表 22 メンタルフレンド派遣実施状況

メンタルフレンド登録者数	10 (男 3 名、女 7 名)
保護者からの相談件数	42
派遣回数	37

5. 「不登校 保護者のつどい」実施状況

不登校の児童・生徒をもつ保護者を対象に、不安の軽減を図ることを目的に「不登校 保護者のつどい」を開催している。令和4年度は、毎月1~2回、合計18回開催した。

表 23 「不登校 保護者のつどい」実施状況

	開催日程		開催時間	参加人数	備考
4 月	22 日	金	10 時~12 時	21	
5月	13 日	金	10 時~12 時	10	
6月	3 日	金	10 時~12 時	10	
0 月	17日	金	14 時~16 時	16	
7月	15 日	金	18 時半~20 時半	39	講師回
8月	6 日	±	14 時~16 時	63	進路回
9月	2 日	金	10 時~12 時	6	講師回
эД	21 日	水	18 時半~20 時半	44	講師回
10 月	7日	金	10 時~12 時	4	
10 /3	29 日	土	10 時~16 時	80	進路回
11 月	11日	金	10 時~12 時	21	講師回
117	25 日	金	10 時~12 時	11	講師回
12月	9日	金	10 時~12 時	11	
12 月	23 日	金	10 時~12 時	11	
1月	13 日	金	10 時~12 時	10	
2 月	3 日	金	10 時~12 時	7	講師回
<u> </u>	17日	金	10 時~12 時	8	講師回
3 月	3 日	金	10 時~12 時	13	

-	38	-

Ⅲ 教育相談事業の実際—保護者支援について—

急速に変化する社会と保護者支援(教育相談専門指導員) 教育相談における保護者面接の実際(心理教育相談員)

急速に変化する社会と保護者支援

今の子どもたちは、おそらくその親が過ごした子ども時代とはかなり違った世界で生きている。 IT機器一つとっても今や一人一台のタブレットが配られ、自在に操れるようになることを推奨されている。その結果、プログラミングなどは親よりも子どものほうが長けているといった家庭も多くなったのではないだろうか。子どもたちの人間関係も、面と向かってのリアルなやり取りよりも、SNS上でのやり取りがその後の関係を左右する、そんな事態も増えているのではないかと思われる。他にも挙げればきりがないが、今の子どもたちは親の経験したことのない知らない世界で、自分たちなりに知識を獲得し知恵を身に着け、生き抜いていくことを求められていると言える。

家庭の様子もコロナ禍以降の変化はあまりに大きい。これまでは親は朝になると会社に行って、家にいるのは夜か休みの日。子どもも昼間は学校に行き、家にいるのは休みの日か学校から戻ってから。多くの家庭がそのような生活をしていたのではないだろうか。しかし、コロナ禍でテレワークやオンライン学習が導入され、休日でもないのに昼間でも家族が家にいるという家庭が増えた。そのことを、家族が一緒にいる時間が増えて良かったととらえる家族もいれば、煩わしさが増えた、自由が減ったととらえる家族もいる。いずれにしてもこれまでとは違う家族の在り方や生活を考える時が来ている。

そのような子どもたちの生活や環境の変化は、当然親にも影響を及ぼしている。昔からよく言われるように、子どもが生まれたからといっていきなり親になれるのではなく、子どもの成長とともに親になっていく。最初から完璧な親など存在しない。誰しも誕生した子どもに対しては新米ママ・パパであり(たとえ二人目であろうとも子どもは一人一人違う)、子育てがいつも順調とはいかず様々なことを経験しながら親も成長していく。そんな子育ての底流にはその親自身の経験や培ってきた歴史があり、どんな環境の中でどんな思いを味わい、どのように生きてきたのか。そこから得た知識や知恵、そして価値観が横たわっている。無意識のうちにもそれらをベースに子育でをしているといえる。多くの親は「自分の頃はこうだった」「自分だったらこうする」「(わが子には)こうあってほしい」と思い、わが子のために口を出したり手を貸したりして、その中で喜びを分かち合ったり悲しい思いをしたりしてきた。これまでのように自分の知りえている世界であれば対処の仕方も応援の仕方も思いつきやすいが、自分が経験したことのない知らない世界では培ってきた知識や知恵が役に立たないことが出てくる。これまで基軸としてきた価値観がガラガラと崩れる経験もする。何かのヒントを得ようと書籍を手にしたり他の人の話を聞いたりしても、簡単には自分のものにできず思うようにいかないこともある。

我が子とはいえ、自分が知らない世界で自分とは違う経験をし、その子なりに思いを抱き考えている子に、親としてどう向き合いどのように子育てをしていったらよいのか。子育ては未知数なことが多く、苦労することも多い。それでも我が子のために何をしていったらよいのか、子どもの置かれている世界に目を向けて、子どもの目線で世界を眺めながら親になっていくのだと思う。

子どもの健やかな成長とともに、親自身が自信をもって子育てできるように親に寄り添い一緒に考えていく、それもまた教育相談の神髄なのではないかと考える。

教育相談における保護者面接の実際 ~保護者を支えるという観点から~

1. はじめに

世田谷区の教育相談では、家庭や学校などにおける子どもに関する様々な相談を受けているが、どのような内容でもまず保護者の面接から始まる。その後、必要に応じて行動観察や発達検査、プレイセラピーなどの子どもへの直接的な支援を行うことがあるが、保護者面接だけを継続することもある。また、子どもの面接やプレイセラピーを行う場合でも、保護者面接を必須としている。それは、保護者から子どもの情報を得るだけではなく、子どもにとって最も身近な存在であり環境である保護者を支えることが、子どもの成長を支え、促すために重要と考えているからである。

では、保護者を支えるために、心理教育相談員(以下、「相談員」とする)はどのようなことを大切にしているのか、実際にはどのように面接が行われているのか、創作事例も交えて紹介する。

2. 保護者を支えるために、保護者面接でどのようなことを大切にしているか

保護者面接において相談員が行っていることは多岐に渡るが、保護者を支えるという 点では、主に次の3点にまとめられると考える。

(1) 保護者を情緒的に支えること

子どもに困難な課題が生じることは、多かれ少なかれ保護者にとって傷つきを伴う体験である。そしてそれを語る保護者は不安、心配、自信喪失、罪悪感、怒りなど様々な思いを抱えている。それが時には子どもや関係機関への非難などといった形で表現されていることもある。そのような保護者の様々な思いを理解し、時に労い、ニーズを捉えて伝え返す。保護者が安心して語れるようにすることで、面接は子どものことをじっくりと考える場となっていく。

(2) 保護者の子どもの理解を深めること

子どもに対する理解を深めるために、保護者の話や子どもの行動観察などで得られた情報をもとに、子どもの特性や心理的状態について考え、保護者に伝える。そのうえで、子どもに合った対応について保護者とともに考えたり、助言したりする。また、保護者が気づいていない子どもの変化や成長について伝えることで、保護者の子どもに対する見方や理解が変わるきっかけとなることもある。

(3) 保護者の親としての機能を高めること

子どもに困難な課題が生じているときは、様々な事情から、保護者の親としての機能が低下していることがある。そのようなときに相談員は、保護者の子どもに対する望ましい対応を支持したり、その年齢や状態の子どもに対する望ましい親としての姿勢を伝えたりして、保護者が親としての機能を高められるような働きかけを行う。また、先に

述べた保護者を情緒的に支えることや子どもの理解を深めることは、親としての機能を 高めるための基礎づくりにつながると考えている。

以上のことは毎回の面接の中で重層的に行われている。保護者や子どもの状態、これまでの育ち、家庭や学校での状況などを踏まえて、何が起こっているのか、どうしてそうなっているのか、こうした見立てに沿って行われていることである。

次に、実際の保護者面接はどのように行われているのかを創作事例にて紹介する。

3. 創作事例による保護者面接の実際

9月の下旬、小学1年生Aくんの母親から相談の申し込みがあった。小学校入学後から、帰宅後に些細なことでかんしゃくを起こすようになり、次第に登校を渋るようになった。担任に聞いても学校では特に気になる様子はないとのことだった。小学校に慣れれば大丈夫だろうと思っていたが、夏休み明けも様子は変わらず、登校渋りはむしろひどくなり、はじめは何とか教室まで連れて行っていたが、最近ではそれも難しく休みがちになっていた。

Aくんに理由を聞いても「嫌だから。楽しくないから。」といった漠然とした答えしか返ってこず、母親から見ると目立ったできごとや理由はないように思われた。そのような理由で休ませていいものなのかと不安になり、どうしたらまた学校に行けるようになるか相談したいとのことだった。また、Aくんがかんしゃくを起こすと、母親もつい感情的になってしまい、かんしゃくは益々激しくなり、そうなるとAくんを放っておくしかないとのことだった。母親は初め緊張した様子で話していたが、話が進むにつれてAくんへの苛立ちが透けて見え、その裏には子どもの今後を心配する気持ちや、自身が親としてうまく対応できていないことへの傷つきなど様々な思いがあることがうかがわれた。そこで相談員はこれまでの母親の対応を労い、子どもに苛立つ気持ちも親として心配したり不安になったりするからであろうことを伝えると、母親の肩の力が抜け、自分だって怒りたくはないのだと涙をこぼした。

生まれてからこれまでの成長の様子を詳しく聞いたところ、Aくんは次のようなところのある子どもという話になった。真面目で、心優しく、年下の子の面倒をみるのが好きなこと。工作などでは時間はかかるが、きちんと仕上げること。一方で、物事に取り組む際に自分のやり方やペースを優先し、周囲からの助言をすぐには飲み込まないときがあること。柔軟に考えることが苦手で初めての場面には抵抗感を持ちやすいこと。言葉で自分の気持ちや考えを表現することが苦手で、困ったときにそれを人にうまく伝えられないところがあること。これを受けて相談員は、自分のペースで取り組みたいAくんにとって、学校での多岐にわたるルールを素直に飲み込むことは難しく、負担を感じやすかっただろうこと、加えて周囲の大人に自身の負担感をうまく伝えることもできず、家でのかんしゃくという形でしか表現できなかったのではないかと推察した。しかし、かんしゃくという表現では母親に気持ちを受け取ってもらえず、新たな活動が増えていく中で負担に耐えられなくなり、登校を強く嫌がるということが起きているのではないかと見立てた。また母親は、Aくんの性格を頭では理解しているが、Aくんが感じてい

る負担感をうまく想像できず、Aくんのかんしゃくという表現を受け止めかねて感情を ぶつけるか、放っておくかしかないようであった。そのために、Aくんは、自身の気持 ちを抱えることができるところまでは母親に支えてもらえていないのではないかと考え た。

相談員がAくんについての見立てを母親に伝えると、そこまで学校が負担なのか、だ としたらどうしたらいいのかと不安を強めた。一方で、Aくんがそこまでの負担を感じ ていたことはわかってあげられていなかったかもしれないと呟いた。継続的に面接を重 ねていく中で、母親自身は子どものころ周囲の言うことを素直に聞き入れ、学校生活に ストレスを感じるようなことがなかったため、Aくんの気持ちを感覚的に理解できない こと、Aくんが泣き叫ぶと自身がとても責められているように感じ、Aくんの負担感の 表現と頭では思っていても気持ちが反応してしまうといったことを語るようになった。 相談員は、母親の気持ちや考えについて理解や共感を示しながら、一方でAくんの視点 からその思いを推測して伝えたり、Aくんのような傾向がある子どもへの対応を助言し たりした。次第に母親は自分からAくんの状況や気持ちを推測するようになり、Aくん のかんしゃくに対して少し落ち着いて対応できたことを報告するようになった。相談員 は、そういった母親の言動について褒めたり労ったりするような言葉かけを重ねていっ た。母親はAくんの言動に対して少しずつ余裕をもってかかわれることが増え、Aくん の気持ちを代弁した言葉かけなどもできるようになっていった。徐々に、Aくんもかん しゃくばかりではなく、学校では何が嫌なのかを母親に話すようになった。それに対し て母親から共感的な対応が得られるようになると、Aくんは気持ちを落ち着かせられる ようになっていった。また、同時に母親はAくんの特徴や性格について担任に伝え、担 任はAくんのことを見守るような対応をしてくれた。相談員は常に、母親の気持ちに理 解を示し、できるとよいことを伝え、保護者として望ましい対応には肯定的なフィード バックを繰り返した。

1年生の終盤には、家でのかんしゃくは時折あるものの、登校を渋ることはほとんどなくなった。進級後も大きく状態が崩れることはなく、夏休み明けも休むことはなく登校しているとのこと、母親も自分の力でAくんを支えていけそうだという気持ちが持てているとのことで、1年ほどで相談は終結となった。

この事例では、次のようなことが起こっている。子どもの言動や気持ちを受け止める 余裕を失った保護者に対して、相談員はまず保護者自身の気持ちを受け止めるかかわり を行っている。その結果、保護者は子どもの様子や子どもとのかかわりについて、落ち 着いて振り返ることができるようになっている。そして相談員からの助言を受け入れな がら、自ずから子どもについての理解が柔軟になっていく。そのような保護者の適切な 対応を見逃さず肯定的に認め、親としての機能を高めることが、子どもの成長を支える ことにつながっている。

4. おわりに

今回は、保護者を支えるという観点から、相談員はどのようなことを大切にして保護

者の相談を行っているかを創作事例とともに紹介した。教育相談室は子どもの健やかな育ちを支える一機関として、保護者と協力関係を築き、子どもの課題に対して、どうしてそれが生じているのか、どのようなかかわりや支援が必要かを常に見立てながら対応している。その際に相談員は子どもを中心にして何が起こっているのかを考えるため、時に保護者に対して厳しい見方をしてしまうこともある。また、協力関係を築くことが容易ではない保護者もいる。そのため、相談員は子どもの理解はもちろんのこと、保護者の気持ちや考え、行動の背景についても理解し、子どもと保護者の双方にとってよりよい対応ができるよう自己研鑽に努めている。そして、保護者とともに子どもの成長を目指して、日々相談業務に励んでいる。

Ⅳ 教員に対する研修(令和4年度)

1. 教育相談•支援課 主催研修

(1) 学校教育相談研修(初級)

- ① 研修日 令和4年8月8日(月)、9日(火)、10日(水)
- ② 会 場 教育総合センター研修室「たいよう」「ほし」
- ③ 研修回数 4回
- ④ 修 了 者 区立小·中学校教諭 32 名 (内訳:小学校 20 名、中学校 12 名)
- ⑤ ねらい 教師のカウンセリングマインドを育成し、学校における教育相談の充実、 推進を図る。
- ⑥ 研修内容及び日程

口	日時	内容・テーマ	形態	講師(敬称略)
1	8月8日 13:00~16:30	学校教育相談と教育委員会の 教育相談体制	講義	教育相談専門指導員 今村 泰洋
2	8月9日 9:00~12:00	学校教育相談における子ども理解	講義	教育相談専門指導員今村 泰洋 森田 規子心理教育相談員佐田 幸 塩田このみ
3	8月9日 13:00~16:30	①構成的エンカウンター体験 ②事例理解の実際 ③ロールプレイの実際	演習	田中真実子井上恵利佳樋口美砂及木萌相原朋佳河村由香山本江里奈上園友美
4	8月10日 9:00~10:30 8月10日	地域における子どもと家庭へ の支援 多様な教育課題とこれからの	講義講義	世田谷区児童相談所 地域支援担当係長 星 賢一 教育相談・支援課 指導主事
	10:40~12:00	学校教育相談	協議	森本真由美

(2) 学校教育相談研修(中級)

- ① 研修日 令和4年7月26日(火)~8月24日(水)
- ② 会 場 教育総合センター研修室「ほし」「つき」
- ③ 研修回数 12回
- ④ 修 了 者 区立小・中学校教諭 16 名 (内訳:小学校 15 名、中学校 1 名)
- ⑤ ねらい 教育相談推進者としての教育的見識を高め、資質・能力の向上を図る。
- ⑥ 研修内容及び日程

口	日時	内容・テーマ	形態	講師(敬称略)
1	7月26日 13:00~14:30	学校における教育課題と 教育相談	講義	教育相談専門指導員 今村 泰洋
1	7月26日 14:30~16:30	特別支援教育の理解と 進め方	講義	東京家政大学 教授 半澤 嘉博
2	7月27日 9:00~10:30	子どもの発達と人間関係	講義 協議	東京都公立学校スクールカウンセラー 臨床心理士 浅岡 鏡子
2	7月27日 10:30~12:00	子どもの精神疾患・発達 障害	講義	中部総合精神保健福祉センター 医師 川瀬 愛
3	7月27日 13:30~16:30	子ども理解の意義と進め 方 (事例研究を通して)	演習	東京都公立学校スクールカウンセラー 臨床心理士 多賀谷篤子
4	7月28日 9:00~10:30	不登校の現状と対応	講義	教育相談専門指導員 今村 泰洋
4	7月28日 10:30~12:00	気になる子ども達の視点 ~作業療法の視点から~	講義	帝京平成大学 健康メディカル学部作業療 法学科 教授 樋口 正勝
5	7月28日 13:30~16:30	事例研究①	演習	主任教育相談員 江崎 華子 心理教育相談員 稲野邉 友 小川 麻美 中空由紀子 山本江里奈
6	7月29日 9:00~12:00	子ども理解のための ロールプレイ演習	演習 協議	教育相談専門指導員 森田 規子
7	7月29日 13:30~16:30	事例研究②	演習	心理教育相談員 三瓶亜希子 笹島 由貴 片桐 智佳
8	8月22日 13:30~16:30	構成的グループエンカウンターの理論と実践演習	講義 演習	桜美林大学
9	8月23日 9:00~12:00	教育相談を活かした授業 の進め方	講義 協議	帝京短期大学 講師 臨床心理士 芳賀 明子
10	8月23日 13:30~16:30	事例研究③	演習	主任教育相談員 板持 朋子 心理教育相談員 田邊裕里子 八子めぐみ 瀧澤 萌
	8月24日 9:00~10:30	司法による子ども支援 (いじめ・非行)	講義	世田谷少年センター 少年相談専門職員 井口由美子
11	8月24日 10:30~12:00	要保護児童への対応	講義	子ども・若者部 児童相談支援課 要保護児童支援専門員 打越 雅祥
12	8月24日 13:00~15:00	学校と関係機関との連 携・協力	講義協議	玉川総合支所子ども家庭支援課 子ども家庭支援センター係長 高橋 薫 主任教育相談員 河村 由香 スクールソーシャルワーカー 小川 若菜 松本 佳子 藤岡 玲子 松﨑 友美
	8月24日 15:00~16:00	学校教育相談の進め方 (校内連携・生活指導を 含め)	講義	教育相談・支援課 指導主事 森本真由美

V 教育相談係の職員研修(令和4年度)

1. 教育相談職員研修

教育相談では、知識・技能向上のため、全体研修会及び室内研修会を行っている。全体研修会は、相談活動に役立てられる新たな知識や方策を吸収する場となっている。室内研修会は、子どもや保護者、その背景などをより深く理解し、どのように支援をしていくのかを検討する重要な機会となっている。

令和4年度は、全体研修会が1回、室内研修会は30回開催された。

(1)全体研修会

口	実施日	内容・テーマ	講師 (敬称略)
1	11月29日	教育総合センターについて(施設見 学・事業説明)	教育相談・支援課職員

(2)室内研修会

≪不登校支援窓口≫

口	実施日	内容・テーマ	講師(敬称略)	
1	6月8日	「協働」とは	ルーテル学院大学 名誉教授 福山 和3	女
2	9月7日	生物・心理・社会モデルによるアセスメント	ルーテル学院大学 名誉教授 福山 和 ₃	女
3	11月9日	「連携」「協働」	東京学芸大学 教授 加瀬 進	
4	12月7日	協働体制の構築に向けて	ルーテル学院大学 名誉教授 福山 和 ₂	女
5	2月1日	要保護・要支援児童の地域支援	子どもの虹情報研究センター 副センター長 増沢 高	
6	2月22日	教育相談と学習指導	帝京短期大学 講師	子
7	3月8日	スーパービジョン体制とトレーニン グ体制	ルーテル学院大学 名誉教授 福山 和3	女

≪教育総合センター来室相談≫

口	実施日	内容・テーマ	講師 (敬称略)
1	7月28日	アートセラピー	mizuka's works 代表 井上美須加
2	9月6日	不登校傾向のある小学生男子の親子 並行面接	日本女子大学 カウンセリング・センター専任研究員 北島 歩美
3	12月20日	かんしゃくを起こす小学生女子のプ レイセラピー	桜美林大学大学院 講師
4	1月26日	不登校傾向のある小学生女子のプレ イセラピー	ファミリーメンタルクリニックまつたに 臨床心理士 吉沢 伸一
5	1月31日	登校を渋る小学生女子とのプレイセ ラピー	桜美林大学大学院 講師
6	2月9日	読み書き障害への支援①-WISC-IV とその他のアセスメント-	放送大学 客員教授 大六 一志
7	2月21日	きょうだいの不登校に続き不登校が 始まった小学生女子の並行面接	成城心理オフィス ぐろーいんぐ 主宰 小山 真弓

8	3月9日	読み書き障害への支援②-WISC-IV とその他のアセスメント-	放送大学 客員教授	大六 一志
---	------	-------------------------------------	--------------	-------

≪玉川分室≫

回	実施日	内容・テーマ	講師 (敬称略)
1	9月8日	不注意傾向の小学生男子のアセスメ ント	早稲田大学大学院 教授 高橋あつ子
2	11月22日	自己否定の強さを主訴とする小学生 男子の親子並行面接	桜美林大学大学院 講師 湯野 貴子
3	1月24日	家庭環境を背景とした問題行動を主 訴とする中学生女子の親子面接	東京国際大学大学院 教授 妙木 浩之
4	2月28日	田中ビネー知能検査の実施方法や解 釈について	松蔭大学 教授 中村 淳子

≪砧分室≫

□	実施日	内容・テーマ	講師 (敬称略)
1	7月28日	不登校の小学生女子の両親面接	日本女子大学 カウンセリング・センター専任研究員 北島 歩美
2	9月29日	不登校の小学生男子のプレイセラピ ー	ファミリーメンタルクリニックまつたに 臨床心理士 吉沢 伸一
3	11月1日	不登校の中学生男子の母親面接	日本女子大学 カウンセリング・センター専任研究員 北島 歩美
4	11月10日	学校での不適応行動を機に来室した 小学生男子の母親面接	成城心理オフィス ぐろーいんぐ 主宰 小山 真弓
5	1月26日	不登校の小学生女子のプレイセラピ ー	上智大学 教授 横山 恭子
6	2月20日	子どもとのかかわりに悩む幼稚園女 子の母親面接	東京国際大学 教授 妙木 浩之
7	3月9日	子どもへの対応に悩む幼稚園男子の 母親面接	成城心理オフィス ぐろーいんぐ 主宰 小山 真弓

≪烏山分室≫

回	実施日	内容・テーマ	講師 (敬称略)
1	6月2日	かんしゃくを起こしやすい小学生男 子の母子並行面接	東京都立大学 名誉教授 岡昌之
2	7月21日	場面緘黙を主訴に来室した小学生男 子の母子面接	茨城大学 名誉教授 岸 良範
3	2月14日	黙々と遊び続ける小学生女子のプレ イセラピー	東洋英和女学院大学 教授 前川 美行
4	3月14日	コミュニケーションがとりにくい小 学生女子のプレイセラピー	桜美林大学大学院 講師 湯野 貴子

(講師の所属は研修実施日時点)

2. スクールカウンセラー研修

スクールカウンセラーの資質向上、情報交換などを図るため、区任用スクールカウンセラーを対象に以下の研修などを実施している。

なお、都任用スクールカウンセラーについては、年度内に3回程度開催している連絡会に おいて、教育相談各分室との交流会を行うほか、業務に関連する区の取り組みについて情報 提供を行っている。

(1)全体会(年2回)

年度初めと夏季に全員を対象とした研修を開催している。

4月の全体会では、「学校におけるスクールカウンセリング活動」について基本事項を確認した。夏の全体会では、前半は「ヤングケアラーアンケート調査と SC に期待すること」及び「障害者差別禁止法と合理的配慮の理解について」講義を受け、後半はグループ別の事例検討を行った。

(2)初任者研修(年2回)

その年採用された初任者に対し、年度当初と夏に先輩スクールカウンセラーから、実際の 学校での取り組み方や自身が悩んだ際の解決方法など、直近の先輩として助言する機会を設 けている。

令和4年度は、小・中学校それぞれの「学校理解について」「相談室の運営について」「児童・生徒への対応」「教員とのかかわりについて」「校内連携のあり方」「保護者との連携のあり方」をテーマにした。自らの経験を話してもらい、初任者の疑問に答える形式で行った。

(3) グループ別検討会 (各グループ年間20回 計80回)

区任用のスクールカウンセラーを4グループに分け、毎月2回のグループ別検討会(8月は除く)を実施している。教育相談専門指導員によるグループスーパービジョンの形式を取っており、それぞれが担当している学校の様子や、困っている事例などについて報告・検討を行っている。

また、検討会とは別に相談したい案件が出た場合には、グループ別検討会を待たずに、教育相談専門指導員へ電話などで随時相談ができるようにしている。

(4) グループ別の研修会(各グループ 年2回/計8回)

夏季に、グループごとに「グループ企画研修会」「グループ別自主検討会」をそれぞれ1回ずつ4グループで実施している。

「グループ企画研修会」は各グループで企画・計画し、外部講師による研修会を実施する。 他のグループのスクールカウンセラーも参加可能という開かれた研修会である。

「自主検討会」は通常のグループ別検討会とは違い、自主的にメンバーでテーマ設定を行い企画、実施している。

令和4年度の「グループ企画研修会」の内容と講師は以下の通りであった。

内容・テーマ	講師 (敬称略)						
情緒障害学級「おおぞら学級」の説明・施設見学	船橋小学校おおぞら学級 主任教諭 後藤 清美						
コロナによる教育環境の変化	児童精神科医 三木 崇弘						
特例校「ねいろ分教室」の施設見学、関係機関との連携、不登校事例検討	世田谷中学校不登校特例校「ねいろ分教室」 主任教諭 下島かほる						
管理職が見るチーム学校の中でのSCの役割	瀬田中学校副校長 工藤 史子						

(5)教育相談分室との交流会(年1回)

学校の外部にある教育相談との連携を促進するために、教育相談各分室をスクールカウンセラーが訪問し、施設を見学し教育相談員と情報交換などを行う。学校で保護者や教員に外部の教育相談の利用を勧めたり紹介したりする際に、より適切に案内するための貴重な機会になっている。

3. ほっとスクール職員研修

ほっとスクール職員は、通室生の学習を支援したり、お昼を一緒に食べたり、ゲームやスポーツに参加するなどしている。また、時には個別の相談に応じ、面談をすることもある。このようにほっとスクール職員は、通室している児童・生徒と生活を共にしながら向き合っており、突発的な事態に対してもその場で対応することが求められている。そのために、資質向上は欠かすことができない。世田谷区では以下のような取り組みを通して、ほっとスクール職員の資質向上を図っている。

(1) 職員ミーティング(ほっとスクール「城山」、「尾山台」 月2回)

月2回、教育相談専門指導員を交えて、新規申し込みケースや体験通室生、正式通室生に 関して検討する。通室生の発言や行動、人との関係の持ち方、課題への取り組み状況や家庭 環境、それらの情報とほっとスクール職員のかかわりを踏まえて、児童・生徒理解を深め、今 後の取り組みについての目標設定や配慮事項など検討している。

(2) 内部研修会(ほっとスクール「城山」、「尾山台」 年1回)

各ほっとスクールごとに外部講師を招いて講義を受けたり、関係機関を訪問して連携を深めたりしている。いずれのほっとスクールの職員であっても参加可能としている。

施設	内容・テーマ	講師(敬称略)
ほっとスクール「城山」	不登校特例校「ねいろ分教室」見学	不登校特例校ねいろ分教室 主任教諭 下島かほる
ほっとスクール「尾山台」	講義「少年相談の窓口から」	警視庁生活安全部少年育成課 世田谷少年センター 少年相談専門職員 井口由美子

(3)合同研修会(全1回)

令和4年度は、ほっとスクール「城山」「尾山台」「希望丘」 合同で以下の研修を実施した。

内容・テーマ	講師 (敬称略)						
子ども理解を深める ~状況のロールプレイを通して~	東京都教育相談センター 課長代理 関口 貴子						

Ⅵ 事 業 の 沿 革

事 業 の 沿 革

				不		支援窓 相談	П			直	ウ _ ク ヹ゚゚゚゚゚ヿ ヮ	ほっとスクール
年・月	教育相談事業の主な取り組み	教育相談專	主任教育	教育相談具	教育相談员	スクールソーシ	嘱	兼任相	教育	小	中	指導員・
		9 門指導員	相談員	員 (心理)	員 (教育)	ヤルワーカー	託	談員	嘱 託 員	校	校	嘱託員
昭和 33 · 4	教育相談室開設準備会発足のための準備開始。											
34	教育相談室開設準備会を発足。兼任相談員(教員が相談員を兼任)20名による相談活動を、尾山台小・松沢小で試験的に開始。							20				
35 · 1	弦巻小に教育相談室を開設。学校籍をもつ嘱託教員が1名配置される。						1	20				
35 · 10	世田谷区役所新庁舎内 (現在の第1庁舎) に教育相談室開設。 弦巻小は分室になる。						1	16				
36	兼任相談員を10名増員。						1	26				
39	弦巻小分室を閉室。						1	28				
41	東大原小・上北沢小・旭小・玉川小・駒沢小・烏山中の計6箇所に分室を設置。兼任相談員28名を6箇所に配置。						1	28				
42	上北沢小分室を閉室し、桜小に分室を新設。桜小分室では自閉症児の増加に対応。兼任相談員を10名増員。 完成した区役所第2庁舎に教育相談室移転。東大原小・旭小・						1	38				
44	形成小の分室を閉室。 桜小に全国2番目となる情緒障害学級を設置。桜小内の分室を						1	38				
45 • 4	臨時にその教室として使用。 教育相談担当の嘱託が2名となる。また、教職経験者を教育相				,		1	36				
46	談員(非常勤)として1名採用。 世田谷区立小学校研究会(世小研)に教育相談部を設置。				1		2	34				
48	玉川小・烏山中の分室を閉室(第2庁舎、桜小で活動継続)。 教育相談員に心理職1名を採用(週3日)。			1	1		2	48				
49	都教委「全員就学」を施行。世田谷区の教育相談対応率(区内の障害児に対して相談室が対応している割合)16%となる。			2	1		2	48				
50	小学校に「教育相談主任」が全校配置され、「教育相談主任協議会」が発足。			3	1		2	16				
51	都研による都民アンケートの結果、世田谷区では「近い所で相 談したい。」という要望が、他区に比べて多かった。											
• 6	これを受け、区議会で「教育相談対応率32%」を数値目標とし、施設の拡充が提案される。											
	本所相談室を増設(庁舎内プレハブ)。 玉川支所内で相談活動の試行を開始。			7	1		2	31				
• 8	教育相談主任協議会の「ブロック別研修会」「夏季宿泊研修 会」に教育相談員が初参加。											
52 · 11	玉川分室を開設(髙島屋東館)。 心理職の教育相談員11名増員。			18	1		2	30				
53 · 4	砧分室を開設(砧支所内)。			18	1		2	28				
54	文部省「養護学校義務化」を施行。教育相談員(心理)による 全面的な相談活動が実施される。就園相談開始。			19			2					
56	心理職の教育相談員19名全員が週4日勤務となる。 本所相談室プレハブ庁舎内にさらに増設。			19			2					
58 · 7	教育指導室に教育相談係を設置、運営の中心となる。			19			2					
59 · 4	本所相談室が梅丘保健所跡に移転。			19			2					
60 · 4	玉川分室が新築され、髙島屋東館より移転。 中学校の教育相談主任協議会を発足。			19			2					
61 · 4				20					3			
63	総合教育相談室(教育センター内)を開設。「電話相談」「帰国子女相談」を開始。 屆子女相談」を開始。 砧分室が成城区民集会所内に移転。 本所教育相談室を三軒茶屋(消費者センター跡)に移転し、世田谷分室と改称する。			25	4				3			
平成 元	課題別検討会議が始まり、教育相談員が参加する。			25	4				3			
2 • 8	学校教育相談中級研修が始まり、総合教育相談室が運営の中心 となる。また、講師として教育相談員が参加する。			25	5				3			
3	教育相談室の充実が区の実施計画に位置づけられる。			25	4				3			
			Ь						_			

事 業 の 沿 革

学生・方 検責報談事会の主な取り組み	ı	サ 未 の 心	-								357		
## 1					不			П			置 1	ウ ノク ピ	ほっとスクー
中・・ 月 教育相談事業の主仏数り知み			粉	+	勬	勬	ス	睴	兼	粉	校	ル	ル 指
##							ク	7HI	AK.	- 10	小	中	導
東京 京 山	年・月	教育相談事業の王な取り組み					ソ		任	育			員
円 日 (育			シ		相	嘱	学	学	
7・4 教育都談解が、指導室から教育をンターの所置となる。 6 不軽技術報として、ほっとスタール「政団」(国を報導教等) 9・3 世田省分室が太子堂(三井信託銀行師)に参称。 日田省分室が太子堂(三井信託銀行師)に参称。 25 5 3 3 2 2 3 3 (2) 2 3 3 (2) 2 4 3 3 4 4 3 3 4 4 3 3 4				相			ル		44				嘱
7・4 教育和聚保部、指導室から教育センターの用覚となる。 6 を開放。 6 を開放。 9・3 世間俗分室がよ子堂(三井信軽銀行動)に移転。 9・3 世間俗分室がよ子堂(三井信軽銀行動)に移転。 9・6 世間俗にスタールカウンセラーを表達。 教育相联専門調査員を2名配置(平成9年 平成16年) - 一元のような大型のよりを表が大型のような大型のような大型のような大型のような大型のような大型のような大型の上面を表が表がままり、大型のよりを表が大型のような大型のよりを表が大型のような大型のような大型のような大型のよりを表が表が大型のよりを表が大型を表が大型のような大型のよりを表が大型のような大型のような大型のような大型のような大型のよりを表が大型のような大型のような大型のような大型のよりを開始を表が多な大型のような大型のものものものものものものものものものものものものものものものものものものも				談			ĺ		談	託	校	校	託
・6 を拠敗の 25 5 3 9・3 世田谷内金が大子堂(三井信託銀行師) に移転。 25 5 3 9・3 世田谷区でスクールカウンセラーを設置。 3 3 3 3 9 校、中学校と技化スクールカウンセラーを設置。 3 3 3 3 3 2 2 表情相談明園素員を2名配置(学成9年~学成16年)。 25 5 3 3 3 (3) (2) 2 子校7年度から始まっていた文部名スクールカウンセラー活用。 6 商金研交接待率素が他田谷区では再入され、小学校1枚、中学校1枚、中学校1枚(スクールカウンセラーが規置された。 25 5 3 4 (3) (2) 0 ちこもの考案として、メンタルフレンド設量素等機制施。 2 メンタルプレンド主に指導員を1名配置(手成9年平平成17年)。 3 22 5 3 4 (3) (2) 10 ・4 (交添名を表示記を2位)にスクールカウンセラー配置。 3 22 5 3 (3) (2) 中学校スクールカウンセラー配置を実施した。 3 22 5 3 (3) (2) 2 本名・日本教育部試員を設置、運営の光実を図る。 3 22 5 3 (3) (2) 10 ・4 (交添名を) 正在教育を設して、メールカウンセラールカウン・セラーを置。 3 22 5 3 (3) (2) 11 ・4 セラー記憶 2 本名・日本教育の大学を設定して、メールカウン・セラーを置。 3 22 5 3 (3) (2) 12 立部名・東京都の主意ともらに中学校の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の		Mile for the form of the form	員	員	~	~	1	託	員	員			員
1					25	5				3			
世田谷区マスクールカウンセラーモデル事業開始。小学校3 (次 中学校2 (次 中学校2 (次 エクールカウンセラーを選定	• 6												6
9 校、中学校2 校にスタールカウンセラーを添達。	9 • 3	世田谷分室が太子堂(三井信託銀行跡)に移転。			25	5				3			6
・6 調査研究部計事業が担助容似でも導入され、小学数1校、中学校1校(スルールカウンセラー配置を対象に上に投資的部長を図る。	9	校、中学校2校にスクールカウンセラーを派遣。											
10 · 4	• 6	調査研究委託事業が世田谷区でも導入され、小学校1校、中学			25	5				3			6
10・4 (文部名 2校・東京都 2校) にスクールカウンセラー配置。	• 9	メンタルフレンド主任指導員を1名配置(平成9年~平成17											
中学校スタールカウンセラー事業が教育指導課から教育センターへ移管。	10 • 4			3	22	5				3			8
11 · 4 セラー配便。													
11・4 セラー配置。		ターへ移管。											
2	11 • 4	セラー配置。		3	22	5				3			8
12 拡大。		ンセラー派遣事業とし、小学校 8 校にスクールカウンセラーを 派遣。											
13 ・ 4 世田谷区スクールカウンセラー配置。	12			3	22	5				3			9
14・4 新たに小学校16校、中学校8校にスクールカウンセラー配置。 4 22 3 1 32 (32) 24 1 15・4 新たに小学校16校、中学校8校にスクールカウンセラー配置。 4 22 3 1 488 32 1 16・3 スクールカウンセラーを区内全小・中学校に配置完了。 4 22 3 1 64 (64) 32 1 16・4 全ての分室でイブニングカウンセリング (火・木のみ、相談時間を延長)開始。また電話相談を全相談室で開始。統合により、中学校数1校減。 4 23 2 1 64 (64) 31 1 17・4 教育相談係が、平成17年度より新設された教育相談・特別支援教育の主実を図る。 2 4 24 2 1 64 (64) 31 1 18・4 標準における校外アドバイザーとして、「学校支援」を開始。教育相談室に主任教育相談員を4名配置。特別支援教育の主実を図る。 2 4 24 2 1 64 (64) 31 1 19・4 特別支援教育の理解啓発活動を開始。 3 8 24 1 (64) 31 1 19・4 特別支援教育本格実施に合わせて、総合教育相談室による「学校支援」を教育相談室にまる「学校支援」を教育相談室分室にも拡大して、本格実施。 3 8 30 (64) 31 1 ・5 相談専門イースを設置し、常時2名の相談員による相談体制の拡充を図る。(相談時間を19:00まで延長) 3 8 30 (64) 31 1 小学校 4校に 新たに新任田スクールカウンセラーを選出り添 3 8 30 (64) 31 1	13 • 4	事業となった。中学校16校にスクールカウンセラー配置。 世田谷区スクールカウンセラー派遣事業をスクールカウンセ ラー配置事業とし、スクールカウンセラー1名2校勤務とす		4	22	5				3		16	9
15・4 新たに小学校16校、中学校8校にスクールカウンセラー配置。 4 22 3 1 48 (48) 32 1 16・3 スクールカウンセラーを区内全小・中学校に配置完了。 4 22 3 1 64 (48) 32 1 16・4 2 2 3 1 64 (64) 32 1 16・4 2 2 3 1 1 64 (64) 31 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1		新たに小学校16校、中学校8校にスクールカウンセラー配置。		4	22	3				1		24	
16・4 新たに小字校16校、中字校8校にスタールカワンセラー配置。													11
16 · 3 スタールカリシセラーを区内至小・中学校に配置元]	15 • 4	新たに小学校16校、中学校8校にスクールカウンセラー配置。		4	22	3				1	(48)	32	11
16・4 全ての分室でイブニングカウンセリング(火・木のみ、相談時間を延長)開始。また電話相談を全相談室で開始。統合により、中学校数 1 校滅。 *教育相談係が、平成17年度より新設された教育相談・特別支援教育担当課の所管となる。教育相談専門指導員を 2 名配置し、教育相談員やスクールカウンセラー等に対する指導の充実を図る。 *総合教育相談量に主任教育相談員を 4 名配置。特別支援教育の推進における校外アドバイザーとして、「学校支援」を開始。教育相談専門指導員を 1 名増員し、区内小・中学校を対象に特別支援教育の理解啓発活動を開始。 18・4 特別支援教育本格実施に合わせて、総合教育相談室による「学校支援」を教育相談室にも拡大して、本格実施。 いじめ問題等への対応を強化するため、総合教育相談室に電話を対立を対象に対して、本格実施。 いじめ問題等への対応を強化するため、総合教育相談室に電話を対立を対象に対して、本格実施。 いじめ問題等への対応を強化するため、総合教育相談室に電話を対立を対象に対して、本格実施。 いじめ問題等への対応を強化するため、総合教育相談室に電話を対象に対して、本格実施。 いじめ問題等への対応を強化するため、総合教育相談室に電話を対象に対して、本格実施。 いじめ問題等への対応を強化するため、総合教育相談室に電話を対象に対して、本格実施。 いじめ問題等への対応を強化するため、総合教育相談室に電話を対象に対して、本格実施に対して、本格実施。 いじめ問題等への対応を強化するため、総合教育相談室に電話を対象に対象に対象に対象に対象に対象に対象に対象に対象に対象に対象に対象に対象に対	16 • 3	スクールカウンセラーを区内全小・中学校に配置完了。	_	4	22	3				1		32	11
17・4 教育担当課の所管となる。教育相談専門指導員を2名配置し、教育相談員やスクールカウンセラー等に対する指導の充実を図る。 総合教育相談室に主任教育相談員を4名配置。特別支援教育の推進における校外アドバイザーとして、「学校支援」を開始。教育相談専門指導員を1名増員し、区内小・中学校を対象に特別支援教育の理解啓発活動を開始。 19・4 特別支援教育本格実施に合わせて、総合教育相談室による「学校支援」を教育相談室分室にも拡大して、本格実施。 いじめ問題等への対応を強化するため、総合教育相談室に電話 1 64 (64) 31 1 64 (64)	16 • 4	全ての分室でイブニングカウンセリング(火・木のみ、相談時間を延長)開始。また電話相談を全相談室で開始。		4	23	2				1		31	11
18・4 推進における校外アドバイザーとして、「学校支援」を開始。 数育相談専門指導員を1名増員し、区内小・中学校を対象に特別支援教育の理解啓発活動を開始。 3 8 24 1 1 64 (64) 31 1 19・4 特別支援教育本格実施に合わせて、総合教育相談室による「学校支援」を教育相談室分室にも拡大して、本格実施。 いじめ問題等への対応を強化するため、総合教育相談室に電話 4 (64) 31 1 1 64 (64) 31 1 1 64 (64) 31 1 1 64 (64) 31 1 1 64 (64) 31 1 1 64 (64) 31 1 1 64 (64) 31 1 1 64 (64) 31 1 1 64 (64) 31 1 1 64 (64) 31 1 64 (17 • 4	教育担当課の所管となる。教育相談専門指導員を2名配置し、 教育相談員やスクールカウンセラー等に対する指導の充実を図	2	4	24	2				1		31	11
19・4 校支援」を教育相談室分室にも拡大して、本格実施。 いじめ問題等への対応を強化するため、総合教育相談室に電話 ・ 5 相談専用ブースを設置し、常時2名の相談員による相談体制の 拡充を図る。(相談時間を19:00まで延長)	18 • 4	推進における校外アドバイザーとして、「学校支援」を開始。 教育相談専門指導員を1名増員し、区内小・中学校を対象に特	3	8	24					1		31	11
いじめ問題等への対応を強化するため、総合教育相談室に電話 • 5 相談専用ブースを設置し、常時2名の相談員による相談体制の 拡充を図る。(相談時間を19:00まで延長)	19 • 4										E A		
	• 5	相談専用ブースを設置し、常時2名の相談員による相談体制の	3	8	30							31	11
	20 • 4	遣。区任用スクールカウンセラーとあわせて週3日配置とな	3	8	30		_	_			64 (64)	31	11

事業の沿革

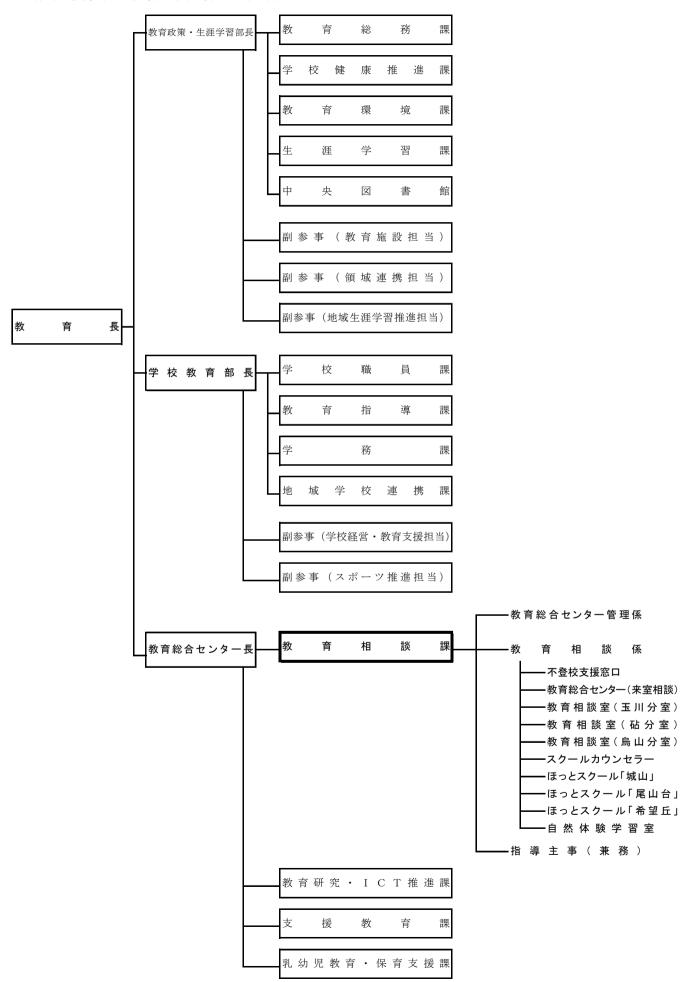
	サ 未 の ル											
				不		支援窓 相談	П			置。	カンセラール	ほっとスクール
年・月	教育相談事業の主な取り組み	教育相談專	主任教育	教育相談員	教育相談员	スクールソーシ	嘱	兼任相	教育	小	中学	指導員・
		号門 指 導 員	相談員	貝(心理)	員 (教育)	ヤルワーカー	託	談員	嘱託員	校	校	嘱託員
	「世田谷区不登校対策検討委員会」を設置し、世田谷区における不登校対策のあり方をとりまとめる。 砧分室が成城6丁目(砧総合支所向い)に移転。 世田谷分室が太子堂4丁目(キャロットタワー向い)に移転。	3	10	28						64 (64)	31	11
22 • 4	総合教育相談室に主任教育相談員として、スクールソーシャル ワーカーを1名配置。	2	11	27		(1)				64 (64)	31	11
	統合により、中学校数1校減。 総合教育相談室に「不登校相談窓口」を設置。	2	11	28		(1)				64 (64)	30	11
24 · 4	「スクールソーシャルワーカー」という職を新たに設置し、総合教育相談室に1名配置。 教育相談室が、「性同一性障害」の相談窓口の1つとして位置づけられる。 統合により、中学校数1校減。 メンタルフレンドほっとスクール派遣事業開始。	2	10	28		1				64 (64)	29	11
25 • 4	小学校全校に新たに都任用スクールカウンセラーが配置される。これに伴い区任用スクールカウンセラーを中学校全校に配置し、小学校は月10日、中学校は月8日の配置となる。(大規模小学校6校は月12日配置)	2	10	28		1				64 (64)	29 (29)	11
26 • 4	総合教育相談室にスクールソーシャルワーカーを 2 名増員。	2	9	29		3				64 (64)	29 (29)	11
27 · 4	教育相談室鳥山分室に主任教育相談員を1名、教育相談室世田 谷分室に心理教育相談員を1名増員。	2	10	29		3				64 (64)	29 (29)	11
	心理教育相談員を教育相談室世田谷分室に2名、教育相談室砧分室に1名それぞれ増員。 統合により、小学校数1校減。	2	10	32		3				63 (63)	29 (29)	11
29 · 4	「世田谷区不登校対策検討委員会」を開催。 統合により、小学校数 1 校減。	2	10	32		3				62 (62)	29 (29)	11
30 · 3	「世田谷区不登校対策アクションプラン」を策定。	2	10	32		3				62 (62)	29 (29)	11
30 · 4	総合教育相談室にスクールソーシャルワーカーを1名増員。 統合により、小学校数1校減。	2	10	32		4				61 (61)	29 (29)	11
31 • 2	不登校対策として、ほっとスクール「希望丘」(教育支援センター)を開設。	2	10	32		4				61 (61)	29 (29)	11
31 • 4	教育相談室砧分室に心理教育相談員を1名増員。	2	10	33		4				61 (61) 61	29 (29) 29	11
令和 2 · 4	文部省・東京都ともにスクールカウンセラー配置校を拡大。 教育相談・支援課、総合教育相談室、教育相談室世田谷分室、	2	10	33		4				(61)	(29)	11
3 • 12	ほっしフカール「枯山」が「数本公会センカー」(共廿)に移	2	10	33		4				61 (61)	29 (29) 29	11
令和 4 • 4	不登校又仮窓口にスケールノーシャルケーカーを1名増員。 ほっとスクール「城山」の移転に伴い、職員を1名増員。 組織改正により、教育相談・支援課が教育相談課、支援教育課	2	10	33		5				(61) 61	(29) 29	12
令和 5 ・ 4	Managamica が、取り目的 大阪ボル 取り目的は、大阪取りは となる。 フンセラー配置校については、()内は区の事業による配置(内数	2	10	33		5				(61)	(29)	12

[※]スクールカウンセラー配置校については、()内は区の事業による配置(内数)。 ※スクールソーシャルワーカーについては、()内は主任教育相談員としての任用(主任教育相談員としてカウントしている)。

▼ 教育委員会事務局 組織図 教育相談事業 関係者名簿 施設概要

- 不登校支援窓口
- 教育相談
- ・ほっとスクール

1. 教育委員会事務局組織(概略)図(令和5年4月1日現在)



2. 教育相談事業 関係者名簿(令和5年8月1日現在)

教育相談課

課長 加藤 康広

教育相談係 河野 裕宣(係長) 山田 慶子(副係長)

伊藤 薫 田中 夢乃 平岡 壯太 伊藤 美保

天本多佳子 (事務嘱託)

指導主事 森本真由美

.....

教育相談専門指導員 今村泰洋 森田 規子

不登校支援窓口 主任教育相談員 河村 由香 庄田 幸 大髙 菜絵

心理教育相談員 三瓶亜希子 塩田このみ 井上 七海

上郎 慶典 今野 歩美 オルム デザイア

道又実衣子

スクールソーシャルワーカー 松本 佳子 牧村佳代子

教育総合センター 主任教育相談員 田中真実子 栗林由実子

来室相談 心理教育相談員 小林 真衣 手塚 大樹 田邊裕理子 坂元 直子

井上恵利佳 稲野邉 友 沼倉 里帆 大嶋 美加

坂本 唯 三林 ゆい

玉川分室 主任教育相談員 濱 陽子 橋本 宏美

心理教育相談員 小川 麻美 島田香織利 片桐 智佳 山本有希子

樋口 美砂 及木 萌 輿石 早希

砧 分 室 主任教育相談員 西 暁子 木村 瑞子

心理教育相談員 境原久美子 八子めぐみ 神原有希奈 鈴木 敏史

笹島 由貴 相原 朋佳 瀧澤 萌

烏 山 分 室 主任教育相談員 板持 朋子 隅 由記子

心理教育相談員 中空由紀子 川口 友美 上園 友美 吉沢 有加

久保七海遥 山下 典子

福田 剛(代替) 津田佳穂里(代替)

.....

区任用スクールカウンセラー

永盛 佳代 中里 清子 齋藤真理子 八島 真紀 久我 寿里 森本菜保子 広野 幸奈 新屋 恭子 喜屋武ちひろ 杉本 尚子 宮田 聖子 松本 澄子 猪飼さやか 秋葉 繭三 披田野望田中佑未子 鹿島 昌子 小坂あかね 佐野亜里沙 田代 亜希清水 雅弥 関 知重美 車田 啓 瀬谷 敬正 土門 直子小林 千怜 野呂多麻希 丸山 大地 溝口 侑平 加藤ひかる

瀧本祐香子 都築 維 古川 潤弥

江部 優奈(代替) 中道 李歌(代替) 山口 澄香(代替)

教育支援スクールソーシャルワーカー 石黒 沙紀

.....

ほっとスクール「城山」

溝口 純 大坊 順子 奥 美由紀 一関 祥佑 大内 楓

小島 裕貴 山口 尚子

ほっとスクール「尾山台」

永山 満義 久吉 聖人 赤澤凜太朗 宇佐美 黎 川西 優衣

ほっとスクール「希望丘」

運営業務委託事業者 特定非営利活動法人東京シューレ

.....

自然体験学習室 田口 恵介 井村 篤司

3. 施設概要 不登校支援窓口・教育相談・ほっとスクール

(1) 不登校支援窓口・教育相談

施設名	所在地 (電話)	開設年月日	総床面積 (㎡)	交 通 機 関
教育総合センター 不登校支援窓口	若林5-38-1 教育総合センター内 TEL 6453-1523 FAX 6453-1534	昭63.5.16 (令3.12.20 名称変更)	404. 36	世田谷線「若林」駅下車 (徒歩9分)
教育総合センター 来室相談	若林5-38-1 教育総合センター内 TEL 6453-1524 FAX 6453-1534	昭35.10.1 (令3.12.20 名称変更)		小田急線「梅ヶ丘」駅下車 (徒歩12分)
玉川分室	玉川2-1-15 2F TEL 3709-2403 FAX 3707-7040	昭52.11.1	371. 00	田園都市線・大井町線 「二子玉川」駅下車(徒歩5分)
砧分室	成城6-3-10 成城6丁目事務所棟 2F TEL 3483-3404 FAX 3483-3407	昭53.4.1	283. 25	小田急線 「成城学園前」駅下車(徒歩3分)
烏山分室	南烏山4-26-2 烏山中学校東隣 TEL 3305-2022 FAX 3305-2133	平16. 4. 1	213. 65	京王線 「千歳烏山」駅下車(徒歩7分)

相談時間	休室日
【総合教育相談ダイヤル】 6453-1520	
月~金曜日 午前9時~午後7時	
【来室相談】教育総合センター・分室(3ヶ所)	
月・水・金曜日 午前9時~午後5時	毎週土・日曜日 祝日、年末年始
火・木曜日 午前9時~午後6時	
【不登校支援窓口】	
月~金曜日 午前9時~午後5時	

(2) ほっとスクール

施設名	所在地(電話)	開設年月日	総床面積 (㎡)	交通機関
ほっとスクール	若林5-38-1 教育総合センター内	平7. 6. 15	528, 85	世田谷線「若林」駅下車(徒歩9分)
「城山」	TEL 6453-1527 FAX 6453-1529	,	526.65	小田急線「梅ヶ丘」駅下車(徒歩12分)
ほっとスクール	尾山台3-19-3 尾山台地域体育館2F	平14. 7. 2	111. 00	大井町線「尾山台」駅下車(徒歩5分)
「尾山台」	TEL 5706-5631 FAX 5706-5639			
ほっとスクール	世田谷区船橋6-25-1 希望丘複合施設2F	平31. 2. 1	574, 58	京王・小田急バス「朝日新聞社前」(徒歩2分)
「希望丘」	TEL 6304-6808 FAX 6304-6809		0.1.00	京王線「八幡山」駅下車(徒歩20分) 小田急線「千歳船橋」駅下車(徒歩20分)

おわりに

本号は、令和4年度の<教育相談事業実施状況>の報告として作成し、加えて<教育相談事業の実際>として、保護者支援について取り上げました。

新型コロナウィルス感染症下での生活が長く続き、オンライン授業の導入やタブレットの活用など、コロナ禍以前と比べ、学校生活も変化が著しい時代を迎えています。流行当初の大きな衝撃や動揺は薄らいできているものの、慢性的なストレスや不安にさらされてきた心が、蓄積した思いを少しずつ語り始めているようにも感じられます。保護者も同様に、変化の大きい社会情勢の中で、子どもたちが発した様々なサインに気づき、支え、見守る中で、同じように様々な感情を体験していきます。〈教育相談事業の実際〉では、教育相談において保護者を支えるために、心理教育相談員が大切にしていることや相談の中で感じている思いを、創作事例も交えながらご紹介しました。相談員が情緒的に支えたり労ったりする中で、保護者が子どもの理解を深め、かかわりに余裕や落ち着きが生まれる過程の一端を感じていただければ幸いです。今後も子どもたちや保護者に寄り添い、健やかな育ちを支援することに努めてまいりたいと思います。

最後になりましたが、本誌が教育相談事業をご理解いただくための一助になれば嬉しく 思います。今後とも、本誌や教育相談事業についてご質問や忌憚のないご意見、ご指導を お寄せいただけましたら幸いに存じます。

編集委員一同

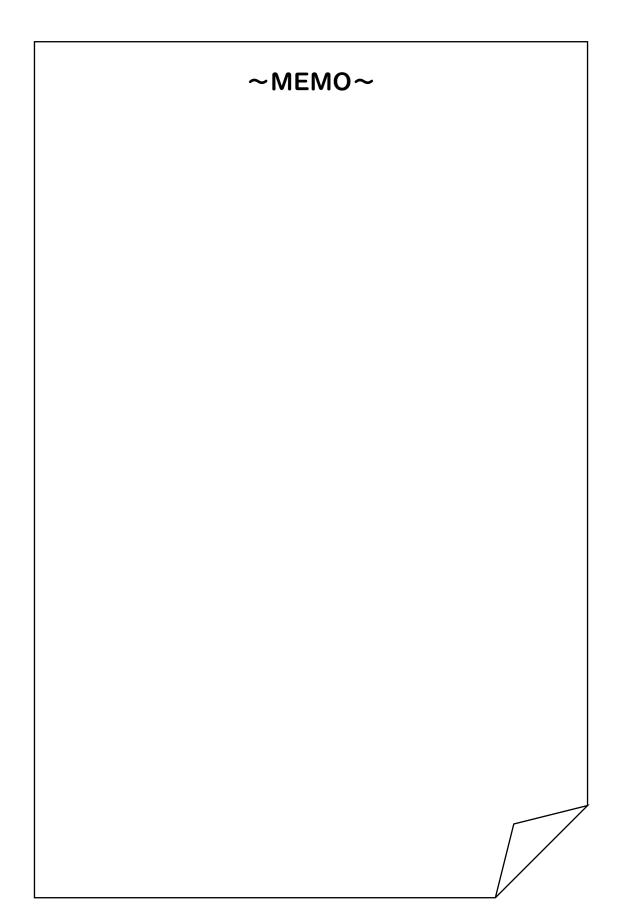
【本誌編集】

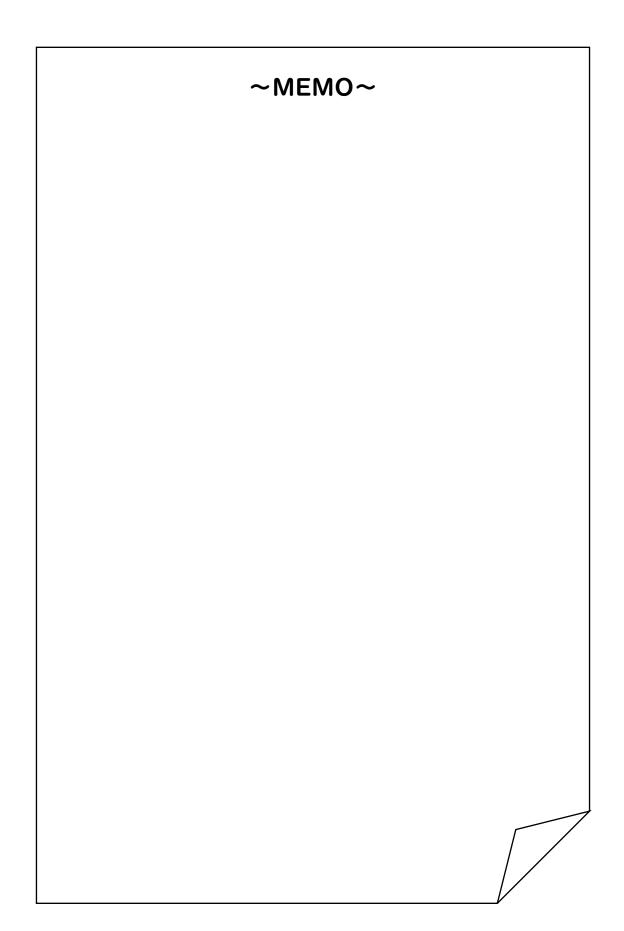
(編集委員長)加藤 康広

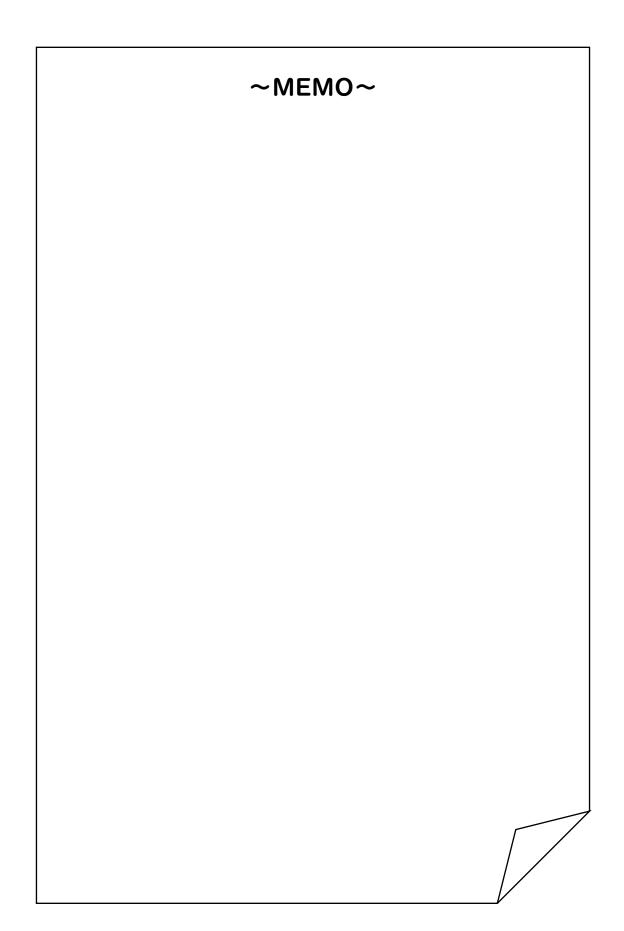
(編集委員) 今村 泰洋 森田 規子 大髙 菜絵 今野 歩美 牧村佳代子 小林 真衣 田邊裕理子 坂元 直子 沼倉 里帆 片桐 智佳 山本有希子 及木 萌 笹島 由貴 八子めぐみ 神原有希奈 隅 由記子

久保七海遥

(事務局) 河野 裕宣 伊藤 薫







令和5年度 世田谷の教育相談誌(No. 64) 子どもの理解と援助をめぐって

令和5年8月発行 発行 世田谷区教育委員会

<問い合わせ先> 教育相談課 教育相談係 世田谷区若林5-38-1 TEL 03-6453-1511 FAX 03-6453-1534